

印西市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

平成24年度～平成26年度

平成24年3月

印西市

はじめに

わが国は少子高齢化がますます進行しており、高齢者への施策がさらに重要になってきております。

その中で、介護保険制度は導入から12年が経過し、老後の安心を支える仕組みとして、なくてはならないものとなりました。一方、介護の認定を受ける人や介護サービスを利用する人の増加に伴い、介護給付費が増大していることなどから、介護が必要とならないよう、予防する施策が重視されております。



本市におきましても、高齢者の増加に伴い、介護保険制度の充実とともに、多様化するニーズに対応できるよう、質の高い介護サービスの提供や介護施設のさらなる整備が求められております。

このような状況から、今回、「いきいき あんしん 生涯現役のまち」を基本理念とした平成24年度から平成26年度までの高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定したところでございます。

本計画は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自立した生活を安心して続けられるまちづくりを目指して、高齢者福祉施策及び介護保険事業を体系的にまとめたものとなっております。

今後、計画の推進に向け全力で取り組んでまいりますので、関係団体やボランティアなどをはじめ、市民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

印西市長 山崎 山洋

目 次

第1編 総論

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 3 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 3 |
| 第2節 計画の位置づけ・他計画との関係 | 4 |
| 第3節 計画の期間 | 4 |
| 第4節 計画策定の体制等 | 5 |
| 第5節 第4期介護保険事業計画の実績 | 6 |
| 第2章 高齢者人口等の現状及び推計 | 11 |
| 第1節 人口の現状及び推計 | 11 |
| 第2節 要介護者等の現状及び推計 | 13 |
| 第3章 計画の基本的方向 | 15 |
| 第1節 基本理念と基本目標 | 15 |
| 第2節 地域包括ケアシステムの構築に向けて | 16 |
| 第3節 新たに創設されるサービス | 17 |
| 第4節 重点的な取組 | 20 |
| 第5節 日常生活圏域の状況 | 22 |

第2編 各論

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 第1章 生活習慣病予防・介護予防の推進 | 29 |
| 第1節 健康づくりの推進 | 29 |
| 第2節 生活習慣病予防の推進 | 30 |
| 第3節 介護予防事業の推進 | 31 |
| 第2章 介護支援体制の整備 | 33 |
| 第1節 介護保険制度の円滑な運営 | 33 |
| 第2節 介護予防サービスの充実 | 37 |
| 第3節 地域密着型介護予防サービスの促進 | 51 |
| 第4節 居宅サービスの充実 | 52 |
| 第5節 介護施設サービスの充実 | 66 |
| 第6節 地域密着型サービスの促進 | 69 |
| 第7節 施設整備の促進 | 73 |
| 第8節 高齢者在宅福祉サービスの提供 | 74 |
| 第9節 施設サービスの提供（介護保険対象外） | 76 |
| 第3章 支え合うまちづくりの推進 | 77 |
| 第1節 生きがいづくりと社会参加の推進 | 77 |
| 第2節 人にやさしいまちづくり | 79 |

第3編

| | |
|-----------------------------|-----------|
| I 事業費の見込み | 83 |
| 1 介護保険事業費の見込み | 83 |
| 2 地域支援事業費の見込み | 85 |
| II 介護保険料の算定 | 87 |
| 1 基準額（月額）の算定について | 87 |
| 2 算定に使用する数値について | 87 |
| 3 負担割合について | 88 |
| 4 保険料額について | 89 |
| 5 保険料の減免について | 90 |
| III 計画の点検・評価方法 | 91 |

資料編

| | |
|---|----|
| 1 印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱..... | 95 |
| 2 第5期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿 | 98 |
| 3 第5期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会実績.. | 99 |



第1編
総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

高齢化が一層進展する中、高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって住み続けられるよう、また、一人で生活することが難しくなった場合には支援や介護を受け安心して生活できるよう、体制を整えていくことがますます重要になってきております。

そのため、各市区町村は高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、事業を円滑に実施できる体制を整えることとされております。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業等、老人福祉事業の量を見込み、その量の確保のための方策や供給体制の確保に関し必要な事項を定めます。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、介護保険サービスの量を見込み、その量の確保のための方策や制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定めます。

なお、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定により、一体のものとして策定することとされております。

2 計画策定の概要

本市は、平成22年3月に旧印旛村、旧本埜村との合併が行われており、今回、新たな「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定して、元気な高齢者から要介護状態にある高齢者まで、地域でいきいきと安心して暮らすことができるように、健康づくりや介護予防活動を推進するとともに、高齢者の自主的な社会活動や生きがい活動を促進します。

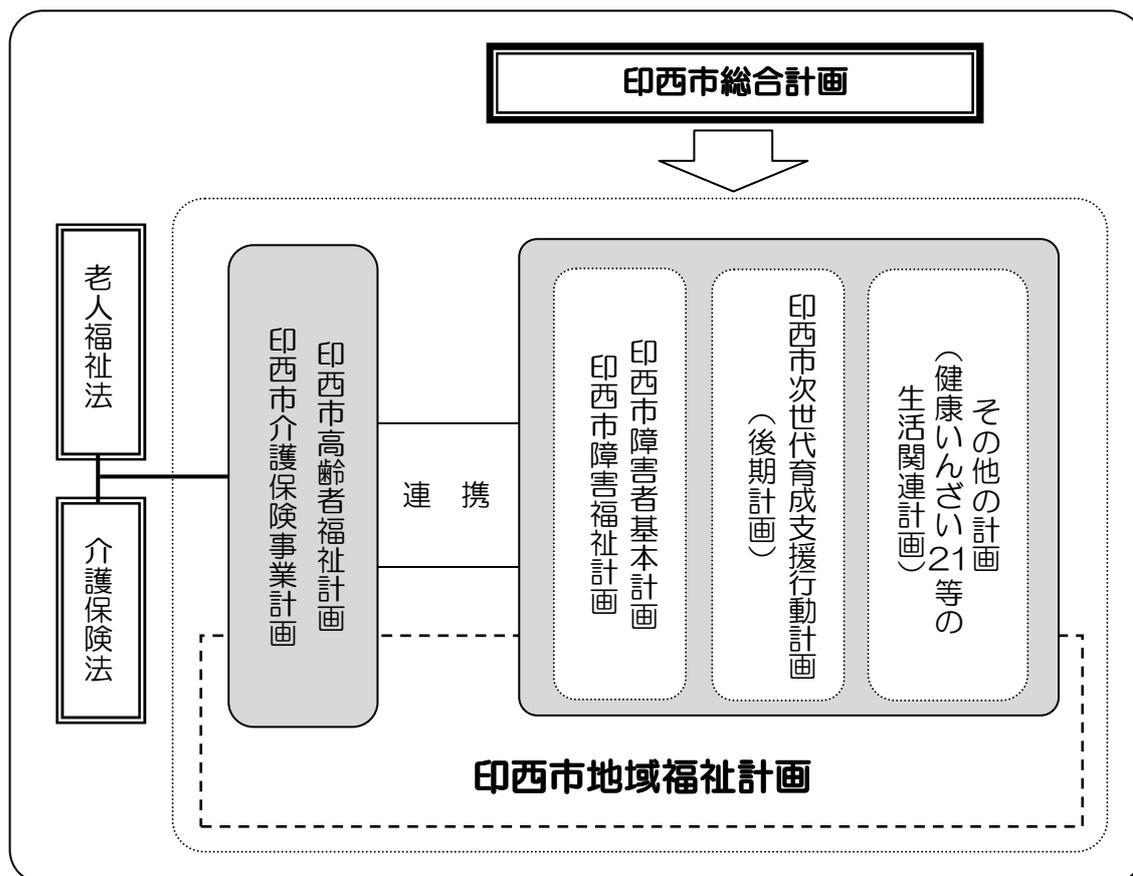
また、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を目指すとともに、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定めます。

なお、平成20年度の老人保健法の全面改正により、老人保健計画の策定義務がなくなりましたが、高齢者の保健と福祉は密接に関連するものであることから、本市では、引き続き老人保健施策も包含した「高齢者福祉計画」として策定するものとします。

第2節 計画の位置づけ・他計画との関係

印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、印西市総合計画の高齢者に係る保健・福祉部門を具現化した計画で、他の保健・福祉計画との連携及び整合しているものです。

また、福祉部門の上位計画である地域福祉計画と理念、方向性を共有する計画となります。



第3節 計画の期間

介護保険事業計画は3年を1期とした計画期間です。

第5期計画の対象期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

| 年度 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|-------------------------|---------|------|------|---------|------|------|
| 印西市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画 | 第4期計画期間 | | | 第5期計画期間 | | |

第4節 計画策定の体制等

1 計画策定体制

計画の策定にあたっては、公募委員を含む介護保険被保険者、学識経験者、保健医療福祉関係者、介護サービス事業者からなる「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において意見をいただきました。

2 高齢者実態調査の実施

(1) 65歳以上の一般高齢者

| | | | | |
|----|-------------------------------|--------|--------|-------|
| 目的 | 日常生活圏域ニーズ調査（要介護リスクやニーズ等の把握） | | | |
| 対象 | 市内在住の一般高齢者（1,999人抽出） | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
| | 要介護認定者（1,917人全数） 合計 3,916人 | 3,916人 | 2,800人 | 71.5% |
| 方法 | 郵送による配布・回収 | | | |
| 期間 | 平成23年2月 | | | |

(2) 結果の要約

| | |
|------------|--|
| ①運動・閉じこもり | 前年に比べ、足腰等の痛みにより、「外出頻度が減っている」又は「外出を控えている」との回答が多い。また、買い物や散歩は、「ほぼ毎日」との回答が多いが、一方で「週1日未満」との回答も多い。これらのことから、買い物や散歩等の近隣への外出は日常的に行っているものの、それ以外の外出（旅行等の遠出等）は減少傾向にあることが推測される。 |
| ②転倒予防について | 「この1年間に転んだことがある」や「転倒に対する不安がある」、「杖を使っている」との回答が多く、高齢化により、転倒する危険が増加傾向にあることがわかる。 |
| ③口腔・栄養について | 「固いものが食べにくくなった」や「お茶や汁物でむせることがある」との回答が多く、栄養を摂取するために口腔機能の維持が必要になっていることがわかる。 |
| ④物忘れについて | 「電話番号を調べてかけることができる」や「今日が何月何日かわからないことがある」との回答が多く、大抵のことは自分でできるものの、高齢化により、徐々に何らかの支援が必要な状態になっていることがわかる。 |
| ⑤社会参加について | 「趣味がある」、「生きがいがある」、「友人の家を訪ねている」、「家族や友人の相談にのっている」との回答が多いが、一方で「本や雑誌を読んでいない」、「地域活動への参加はしていない」との回答も多い。これらのことから、身近な社会参加は積極的に行っているものの、それ以外の社会参加には消極的な傾向にあることが推測される。 |
| ⑥健康について | 「とても健康」や「まあまあ健康」との回答が多いが、病院・医院等に約8割の人が月1回は通院しており、その原因は「高血圧」であるとの回答が多い。これらのことから、健康ではあるものの、何らかの予防が必要な状態であることがわかる。 |

第5節 第4期介護保険事業計画の実績

1 人口等の推計値と実績

(1) 高齢者人口の推計値と実績

介護保険サービスの見込量や第1号被保険者(65歳以上の人)介護保険料の算定の基礎となる高齢者人口は、平成22年度をみると実績値は、推計値14,468人を86人下回り、14,382人となっています。また、平成21年度と比較すると、総人口に占める高齢化率は、0.16%増の15.89%で微増傾向となっています。

■高齢者人口

(単位：人)

| | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成22年度における推計値との差 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| | 推計値(A) | 実績値(B) | 推計値(A) | 実績値(B) | |
| 人口(外国人含む) | 87,958 | 88,998 | 88,903 | 90,529 | 1,626 |
| 65～74歳 | 7,434 | 7,459 | 7,550 | 7,577 | 27 |
| 75歳以上 | 6,555 | 6,542 | 6,918 | 6,805 | ▲113 |
| 高齢者人口 | 13,989 | 14,001 | 14,468 | 14,382 | ▲86 |
| 高齢化率(%) | | 15.73 | | 15.89 | |

※各年度3月末現在

(2) 要介護(要支援)認定者数の推計値と実績

第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の実績値は、平成22年度をみると推計値2,027人より、66人下回り、1,961人となっています。

また、平成21年度と比較すると要支援・要介護認定者数は、ともに上回り、認定率も0.41%上昇しています。

■要支援・要介護認定者数

(単位：人)

| | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成22年度における推計値との差 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| | | 推計値(A) | 実績値(B) | 推計値(A) | 実績値(B) | |
| 第1号 | 要支援認定者 | 535 | 470 | 561 | 485 | ▲76 |
| | 要介護認定者 | 1,398 | 1,383 | 1,466 | 1,476 | 10 |
| | 計 | 1,933 | 1,853 | 2,027 | 1,961 | ▲66 |
| | 認定率(%) | | 13.23 | | 13.64 | |
| 第2号 | 要支援認定者 | 10 | 11 | 11 | 19 | 8 |
| | 要介護認定者 | 68 | 66 | 70 | 61 | ▲9 |
| | 計 | 78 | 77 | 81 | 80 | ▲1 |
| 第1号・第2号合計 | | 2,011 | 1,930 | 2,108 | 2,041 | ▲67 |

※各年度3月末現在

2 介護（予防）サービス給付費の実績

（1）介護予防サービス給付費の実績

介護予防サービスの給付費をみると、平成22年度は、平成21年度より約500万円の減額となっております。

（単位：円）

| サービス種類 | 平成21年度決算額 | 平成22年度決算額 |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 介護予防サービス | 121,295,426 | 119,949,504 |
| 介護予防訪問介護 | 22,630,952 | 21,606,621 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 7,686 | 46,116 |
| 介護予防訪問看護 | 1,520,079 | 986,607 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 936,126 | 1,148,150 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 1,575,810 | 1,287,900 |
| 介護予防通所介護 | 57,017,271 | 60,882,161 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 21,207,302 | 19,550,667 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 4,633,456 | 2,991,834 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 739,530 | 292,464 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 7,136,244 | 6,498,634 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 3,890,970 | 4,658,350 |
| 地域密着型介護予防サービス | 2,948,679 | 2,327,652 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 2,948,679 | 2,327,652 |
| 介護予防支援サービス | 22,586,008 | 19,526,655 |
| 介護予防支援 | 15,410,434 | 15,284,906 |
| 介護予防住宅改修 | 6,037,061 | 3,618,128 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 1,138,513 | 623,621 |
| 特定入所者介護予防サービス | 245,560 | 155,640 |
| 特定入所者介護予防サービス短期入所生活介護 | 232,420 | 154,050 |
| 特定入所者介護予防サービス短期入所療養介護 | 13,140 | 1,590 |
| 介護予防サービスの総給付費（I） | 147,075,673 | 141,959,451 |

(2) 介護サービス給付費の実績

介護サービスの給付費をみると、平成22年度は、平成21年度より約2億円の増額となっております。

主要なサービスとしては、介護老人福祉施設や通所介護、介護老人保健施設、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護があります。

(単位：円)

| サービス種類 | 平成 21 年度決算額 | 平成 22 年度決算額 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 居宅サービス | 1,027,284,178 | 1,115,820,432 |
| 訪問介護 | 108,175,896 | 105,627,864 |
| 訪問入浴介護 | 23,806,417 | 21,336,586 |
| 訪問看護 | 18,286,896 | 16,396,041 |
| 訪問リハビリテーション | 4,178,149 | 5,455,082 |
| 居宅療養管理指導 | 10,500,300 | 14,332,410 |
| 通所介護 | 382,260,841 | 439,738,135 |
| 通所リハビリテーション | 80,915,637 | 82,831,850 |
| 短期入所生活介護 | 223,896,471 | 220,494,225 |
| 短期入所療養介護 | 36,492,705 | 37,533,122 |
| 特定施設入居者生活介護 | 75,114,865 | 101,497,481 |
| 福祉用具貸与 | 63,656,001 | 70,577,636 |
| 地域密着型サービス | 230,987,701 | 240,934,653 |
| 認知症対応型通所介護 | 1,498,383 | 121,500 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 37,200,681 | 42,214,212 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 192,288,637 | 198,598,941 |
| 居宅介護支援サービス | 166,707,416 | 183,402,374 |
| 居宅介護支援 | 105,961,970 | 114,875,300 |
| 住宅改修 | 7,657,180 | 9,043,358 |
| 特定福祉用具販売 | 3,961,254 | 4,471,399 |
| 高額介護サービス | 46,786,918 | 45,030,219 |
| 高額医療合算介護サービス | 2,340,094 | 9,982,098 |
| 介護施設サービス | 1,066,096,152 | 1,135,512,656 |
| 介護老人福祉施設 | 636,852,613 | 699,572,501 |
| 介護老人保健施設 | 376,169,504 | 390,466,881 |
| 介護療養型医療施設 | 53,074,035 | 45,473,274 |
| 特定入所者介護サービス | 115,561,380 | 128,864,820 |
| 特定入所者介護サービス老人福祉施設 | 78,203,880 | 88,145,630 |
| 特定入所者介護サービス老人保健施設 | 21,191,840 | 23,803,190 |
| 特定入所者介護サービス療養型医療施設 | 2,187,640 | 2,228,050 |
| 特定入所者介護サービス短期入所生活介護 | 13,560,100 | 13,776,560 |
| 特定入所者介護サービス短期入所療養介護 | 417,920 | 911,390 |
| 審査支払手数料 | 3,354,240 | 3,341,175 |
| 介護サービスの総給付費(Ⅱ) | 2,609,991,067 | 2,807,876,110 |

(3) 介護（予防）サービス給付費の総額

介護（予防）サービス給付費の総額をみると、平成22年度は前年度より約1億9,000万円の増額となっています。第4期計画の見込額に対しては、93.8%の実績となっています。

(単位：円)

| 介護（予防）サービス給付費 | 平成 21 年度決算額 | 平成 22 年度決算額 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 合 計（(I) + (II)） | 2,757,066,740 | 2,949,835,561 |

| 介護（予防）サービス給付費見込 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 給付費見込額（円） | 2,972,467,251 | 3,144,833,436 |
| 達成率（%） | 92.75 | 93.80 |

第2章 高齢者人口等の現状及び推計

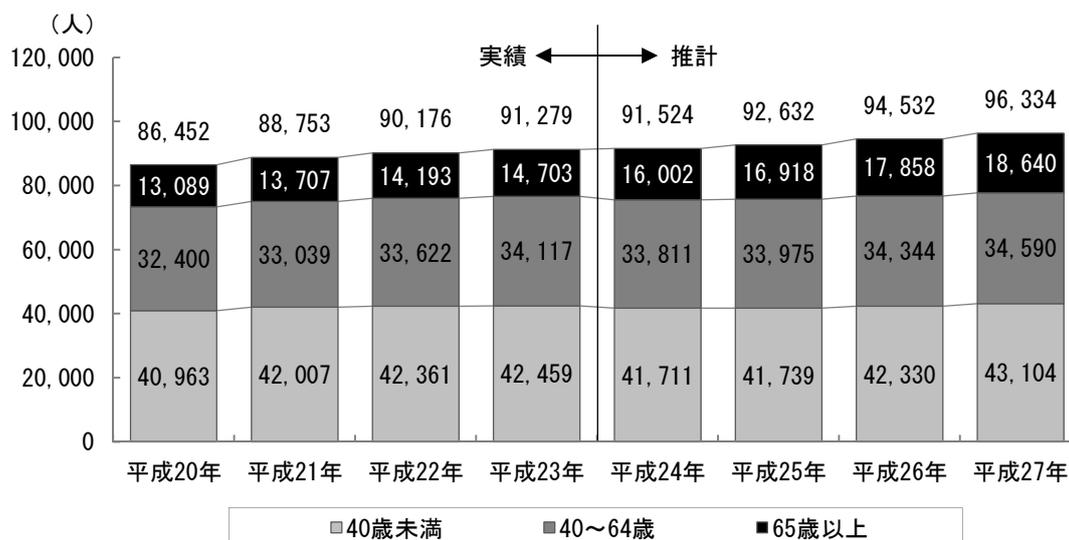
第1節 人口の現状及び推計

本市における人口の推計は、平成23年までの各年10月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を踏まえ、コーホート要因法^(注1)により推計し、さらに、想定される社会増を加味して人口を予測しています。

総人口は、平成23年10月1日現在の実績人口91,279人から増加傾向にあり、平成27年10月1日時点では、96,334人になると予測しています。

また、総人口の増加に伴い、高齢人口の増加も著しく、平成23年10月1日現在の実績高齢者人口14,703人から3,937人の増加が見込まれ、平成27年10月1日時点で18,640人になると予測しています。

■人口の現状及び推計



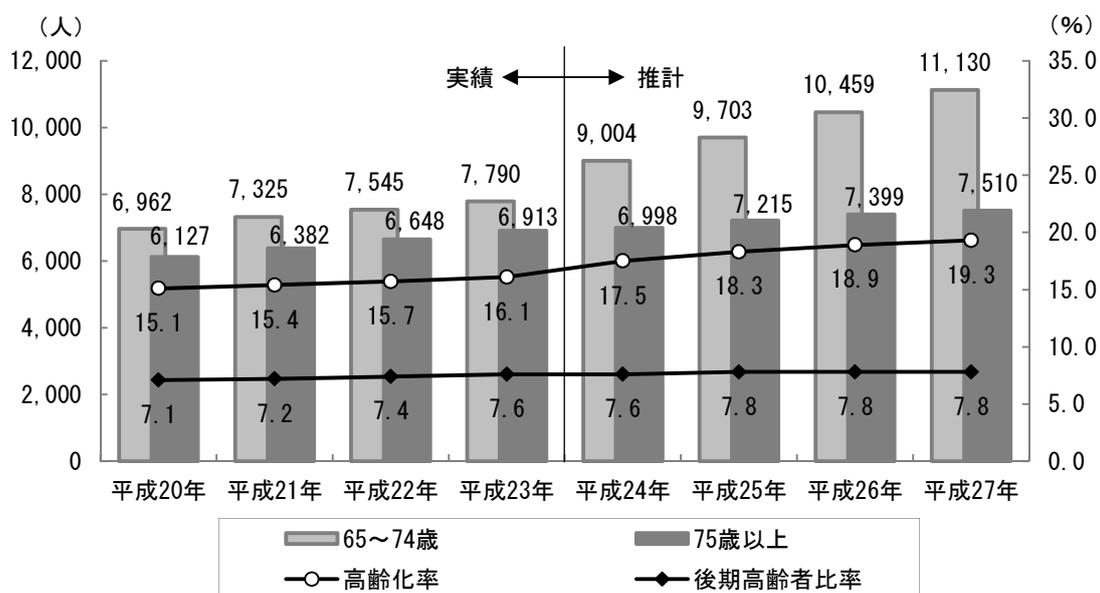
※実績値は各年10月1日現在登録人口

(注1) コーホート要因法：コーホートとは、同年に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、性別・年齢別生残率、性別・年齢別移動率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比等を用いて将来の人口予測を計算する方法です。

また、65歳以上の高齢者人口の推計をみると、後期高齢者（75歳以上）の緩やかな増加傾向に対し、前期高齢者（65～74歳）の増加が顕著となっており、平成23年10月1日現在の実績人口7,790人から平成27年10月1日時点では3,340人の増加が見込まれ、11,130人になると予測しています。

さらに、高齢化率も平成23年10月1日現在で16.1%だったものが、平成27年10月1日時点では19.3%になると予測しています。

■高齢者人口の現状及び推計



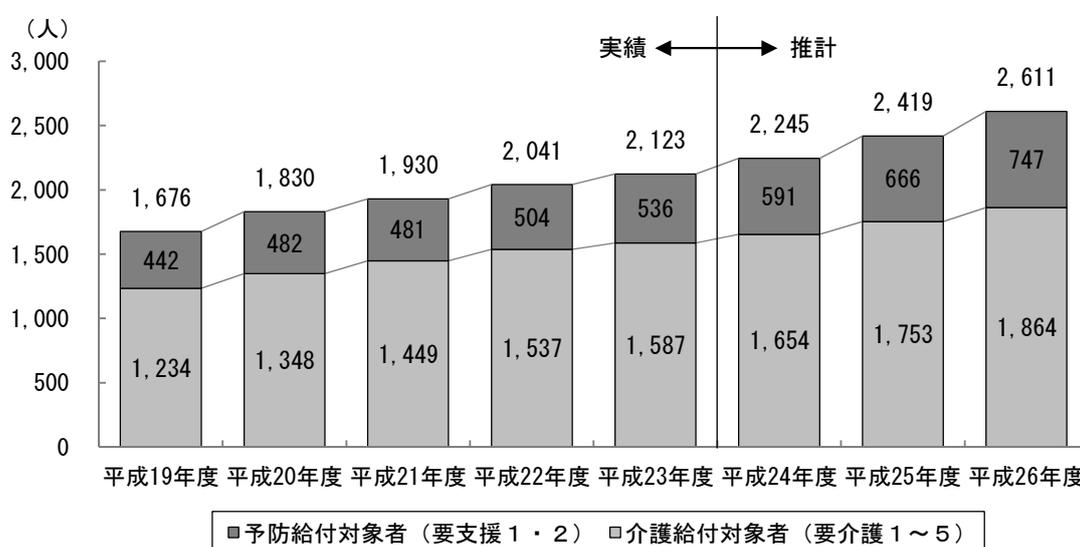
※実績値は各年10月1日現在登録人口

第2節 要介護者等の現状及び推計

1 要介護（要支援）認定者数の現状及び推計

要介護(要支援)認定者数は、第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40歳から64歳まで）を合わせて、平成22年3月末現在は2,041人、平成23年8月末現在は2,123人でした。今後の要介護（要支援）認定者数の推移、高齢者人口推計の伸び率、認定者の出現率等から、平成24年度は2,245人、平成25年度は2,419人、平成26年度は2,611人になると予測しています。

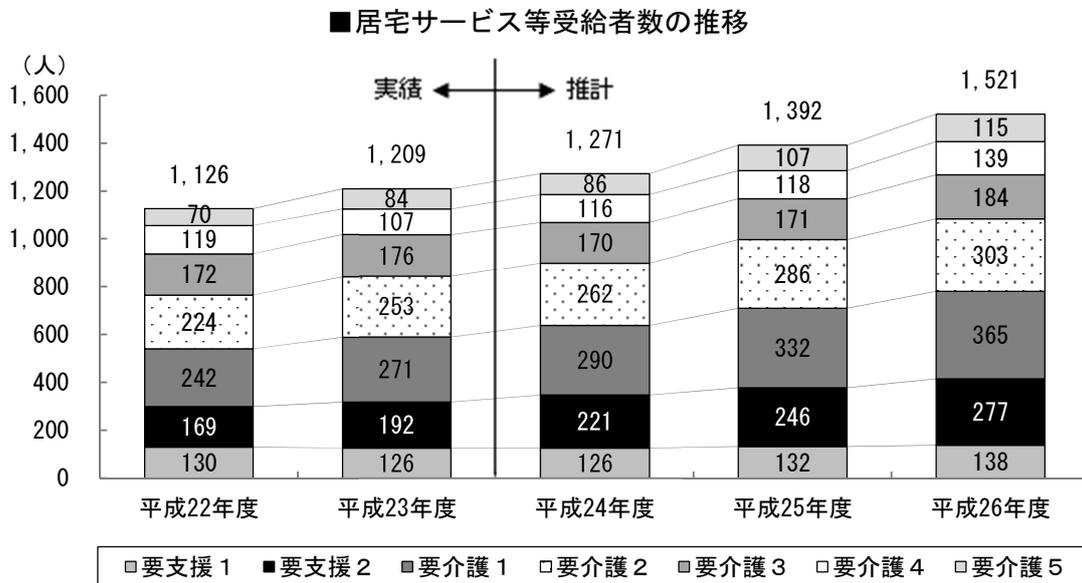
■要介護（要支援）認定者数の現状及び推計



※実績値は各年度3月末現在。ただし、平成23年度は8月末現在。

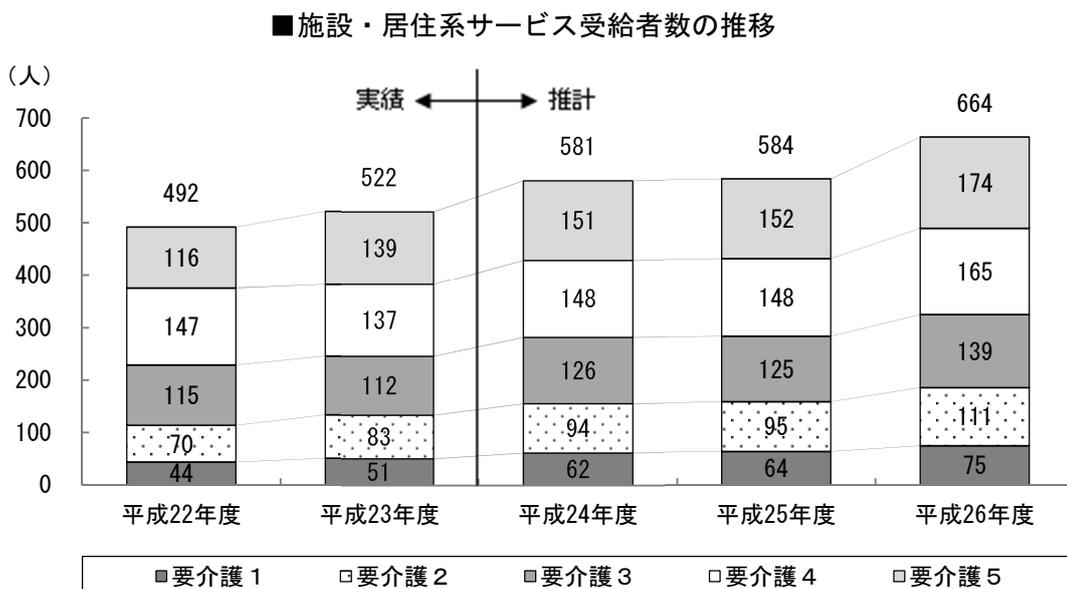
2 居宅サービス等受給者数の現状及び推計

居宅サービス等の月間受給者数は、平成22年度が1,126人でしたが平成23年度では1,209人となり、83人の増加となっています。平成24年度は1,271人、平成25年度は1,392人、平成26年度は1,521人と予測しています。



3 施設・居住系サービス受給者数の現状及び推計

施設・居住系サービスの月間受給者数は、平成22年度が492人でしたが平成23年度では522人となり、30人の増加となっています。平成24年度は581人、平成25年度は584人、平成26年度は664人と予測しています。



第3章 計画の基本的方向

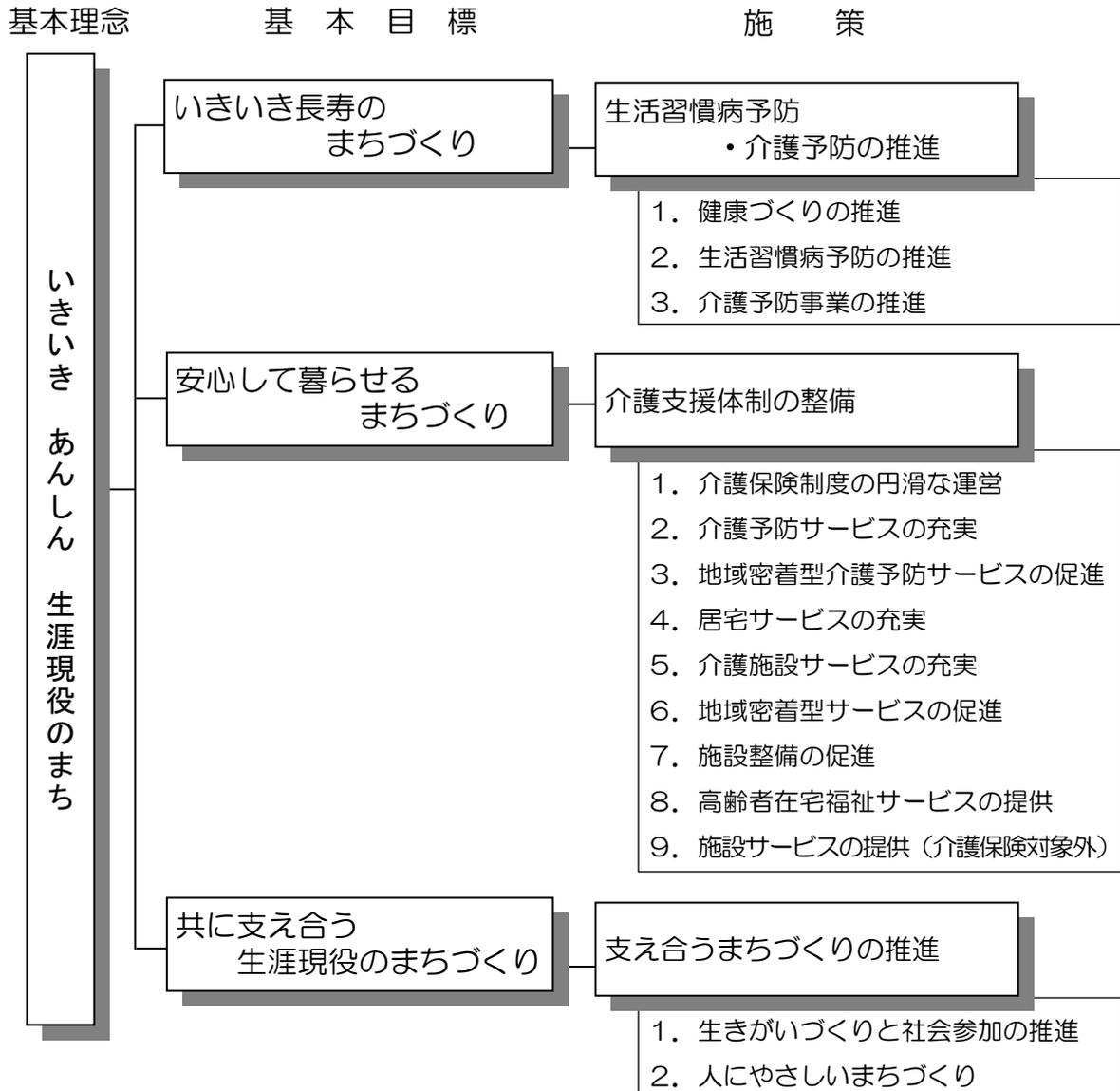
第1節 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

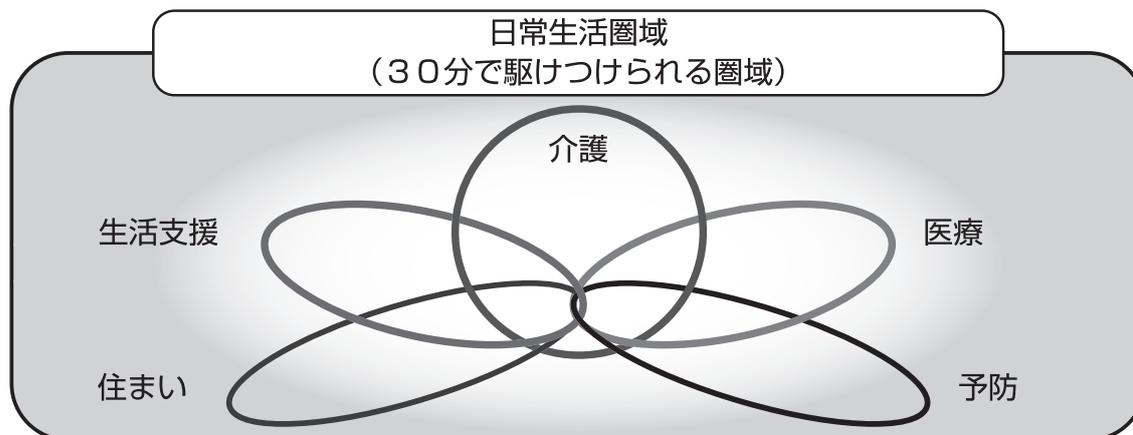
本市では、第4期印西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で掲げた「いきいき あんしん 生涯現役のまち」を引き続き基本理念とし、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

2 基本目標と施策

基本理念の実現に向け、3つの基本目標のもと、14の施策を展開します。



第2節 地域包括ケアシステムの構築に向けて



1 地域包括ケアの5つの視点による取組

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組が包括的、継続的に行われることとされています。

① 医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引等の医療行為の充実

② 介護サービスの充実強化

- ・特養等の介護拠点の緊急整備
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設等在宅サービスの強化

③ 予防の推進

- ・できる限り要介護状態とにならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

④ 見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等

- ・ひとり暮らし及び夫婦のみの高齢者世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援サービスを推進

⑤ 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を、サービス付き高齢者向け住宅として高齢者住まい法に位置づけ

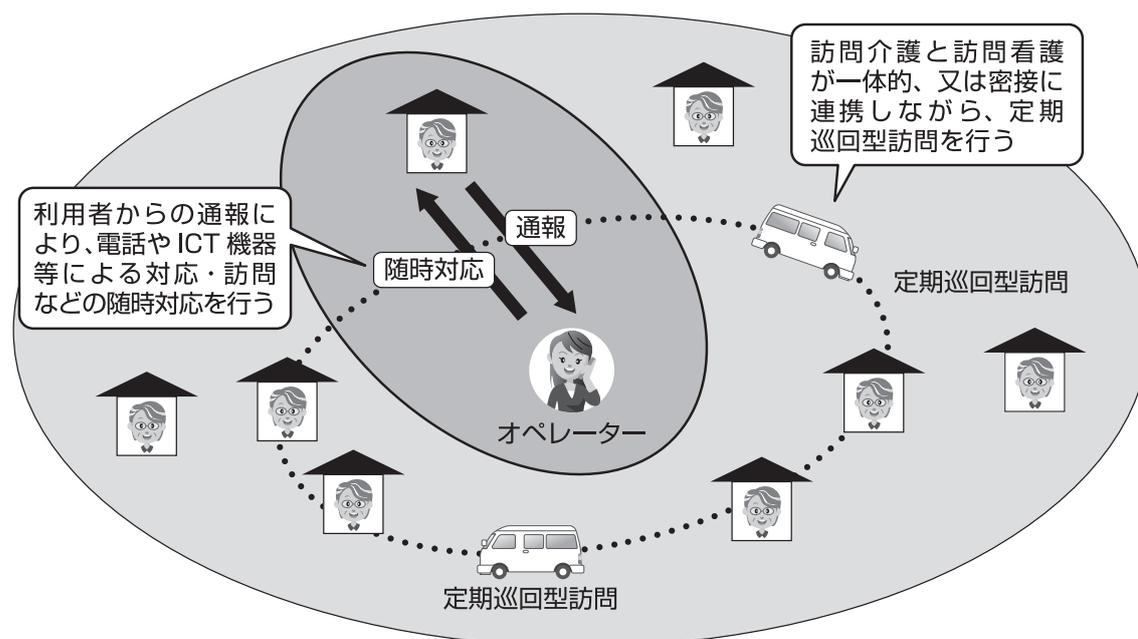
【本市の方向性】

現状の日常生活圏域内において、地域包括ケアの構築の推進を図るとともに、本計画期間中に日常生活圏域の見直しを図り、より充実した包括ケアの体制強化を図っていきたいと考えています。

第3節 新たに創設されるサービス

1 24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問や随時通報を受け訪問等の対応を行う地域密着型サービスです。

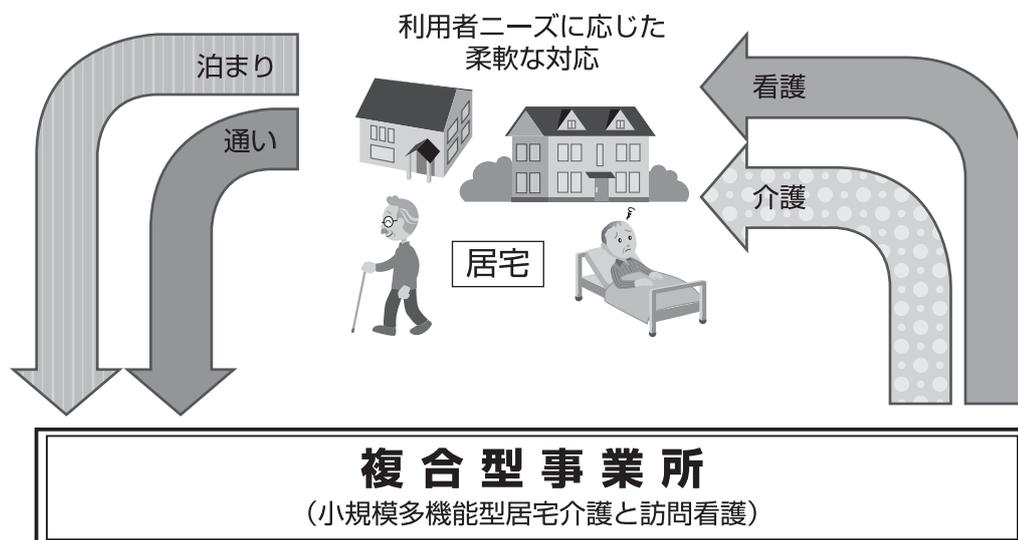


【本市の方向性】

介護サービス提供事業者への情報提供を行い、市民ニーズの把握や介護サービス提供事業者の事業展開意向の把握に努めるとともに、先進自治体やモデル自治体等への情報収集に努め、本市の実情に合わせ導入を検討していきます。

2 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせることにより、看護と介護サービスの一体的な提供をし、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る地域密着型サービスです。



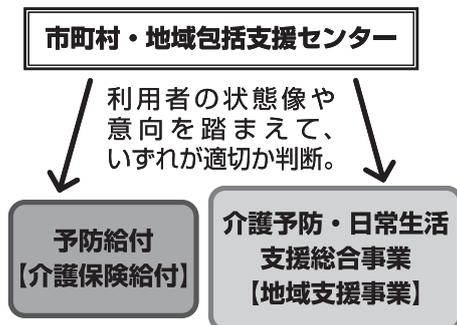
【本市の方向性】

介護サービス提供事業者への情報提供を行い、市民ニーズの把握や介護サービス提供事業者の事業展開意向の把握に努めるとともに、先進自治体等への情報収集に努め、本市の実情に合わせ導入を検討していきます。

3 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度のことです。市町村・地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断し、利用者の状態像にあわせ、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービスを提供することが可能になります。

○利用者の選定方法



※介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを実施する。

○導入後のイメージ

現状



介護予防・日常生活支援総合事業を活用した場合



○状態像にあわせ、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービス提供が可能。

【本市の方向性】

先進自治体等への情報収集に努め、本市の実情に合わせ導入を検討していきます。

第4節 重点的な取組

1 生活習慣病予防・介護予防の推進

本市の保健計画「健康いんざい21」が目指す、すべての市民が健康で安心していつまでもいきいきと暮らせるまちを実現するためには、生活習慣病予防と、寝たきりや認知症等にならないための介護予防の両方に重点を置くことが重要です。

(1) メタボリックシンドローム対策

生活習慣病については、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入し、その該当者を効率的かつ効果的に抽出するため、平成20年度より特定健康診査が制度化されました。市は、国民健康保険の保険者として特定健康診査の受診率向上に努めるとともに、該当者に対しては、運動習慣の徹底と食生活の改善について行動目標を設定し、実践できるよう保健指導を行っています。

また、一次予防として、39歳以下コスモス健診等、若い世代から健康診査を受診できる体制を整えるとともに、出前健康講座等も実施し、生活習慣病予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図ります。

(2) 要介護者の増加抑制（介護予防事業）

介護予防では、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図り、要介護状態とならないよう支援する施策を推進します。そのため、介護予防事業や介護予防ケアマネジメント業務等の包括的支援事業を始めとする地域支援事業を積極的に推進していく必要があります。

具体的には、介護予防事業が必要と認められる高齢者（二次予防事業対象者）を抽出するため、65歳以上の人（要介護・要支援認定者を除く）を対象に基本チェックリストを実施し、対象者の把握に努めます。

また、運動器の機能向上や認知症予防をはじめ、口腔機能向上、栄養改善を目的とした事業もプログラムに取り入れ、一人でも多くの対象者の事業参加を促進し、市全体として要介護者の増加抑制を目指します。

2 介護支援体制の整備

(1) 施設整備の促進

要介護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する体制を整えるため、地域密着型サービスについては、今後、増加が予想される認知症高齢者をはじめとした施設入所待機者の解消を図るため、本計画では、さらに地域密着型サービスの拠点が確保されるよう認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備促進に努めます。

また、本計画期間では、入所待機者の解消に重点を置き、広域型の特別養護老人ホーム等の整備促進に努めます。

3 支え合うまちづくりの推進

(1) 地域ぐるみの見守り体制（孤立死、災害時等支援の取組）

本計画の推計では、本市の高齢者人口は年々増加を続け、高齢化率も平成23年10月1日現在の実績16.1%から平成27年10月1日時点では19.3%に上昇する見込みです。この中で、ひとり暮らし高齢者による孤立死の発生や高齢者のみの世帯を含む災害時等の避難支援に対する取組が問題視されています。

そこで、災害や緊急事態等が発生した場合、高齢者等の安全が確保できるよう、行政、自治会、自主防災組織、消防、民生委員、社会福祉協議会等が協力し、地域ぐるみの連携体制を構築することが重要です。

本市では、印西市災害時等要援護者避難支援計画に基づき、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施する体制の構築を図ります。そのため、要援護者の中で災害時の避難支援を希望し、支援者に個人情報を開示することに同意する人には、印西市災害時等要援護者避難支援登録をしてもらい、その情報を関係機関で共有していきます。

(2) 介護支援ボランティア制度（介護予防と社会参加促進）

本市では、平成22年7月より介護支援ボランティア制度を開始しています。この事業は、高齢者の介護予防のため、介護保険施設等でボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、そのポイント数に応じて交付金を交付する制度です。

本計画期間においては、登録者数の増員及びボランティア活動を受け入れる施設の拡大を図ります。

第5節 日常生活圏域の状況

1 圏域設定方針

本市は、千葉県北西部、都心から60km圏内に位置する緑豊かな自然に囲まれた都市です。

近年、千葉ニュータウン事業の発展とともに、平成22年に開業した成田新高速鉄道等の開発により、都市環境が大きく変化してきます。

このような中、今後、人口の増加が予測され高齢者に対する身近な支援体制を整備するため、住み慣れた地域に、医療・保健・福祉・介護サービス基盤の整備等総合的に勘案して、日常生活圏域を定めることとします。

また、平成22年3月の旧印旛村、旧本埜村との合併により、本市では、日常生活圏域として4圏域を設定し、元気な高齢者から要支援・要介護状態の高齢者に至るまで、一人ひとりのニーズに合った、包括的・継続的ケアマネジメントの支援体制を整備していきます。

2 生活圏域の設定

本計画では、地理的条件や地域資源の集積度等から、市域内をJR木下駅圏及び小林駅圏を中心とする「印西北部地域」と、千葉ニュータウン中央駅圏及び印西牧の原駅圏を中心とする「印西南部地域」、旧印旛村を「印旛地域」、旧本埜村を「本埜地域」の4つの生活圏域とします。

なお、今計画期間中に日常生活圏域の見直しを図ります。

特に地域密着型サービスについては、生活圏域ごとに検討することとします。

3 圏域別人口・高齢者人口等の概要

| 地区名 | 人口 | | | 65歳以上の高齢者 | | | |
|--------|---------|---------|---------|-----------|--------|---------|--------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 高齢化率 |
| 印西北部地域 | 10,828人 | 10,850人 | 21,678人 | 2,076人 | 2,630人 | 4,706人 | 21.71% |
| 印西南部地域 | 22,463人 | 22,947人 | 45,410人 | 2,454人 | 2,886人 | 5,340人 | 11.76% |
| 印旛地域 | 6,686人 | 6,612人 | 13,298人 | 1,187人 | 1,490人 | 2,677人 | 20.13% |
| 本埜地域 | 4,537人 | 4,522人 | 9,059人 | 690人 | 934人 | 1,624人 | 17.93% |
| 計 | 44,514人 | 44,931人 | 89,445人 | 6,407人 | 7,940人 | 14,347人 | 16.04% |

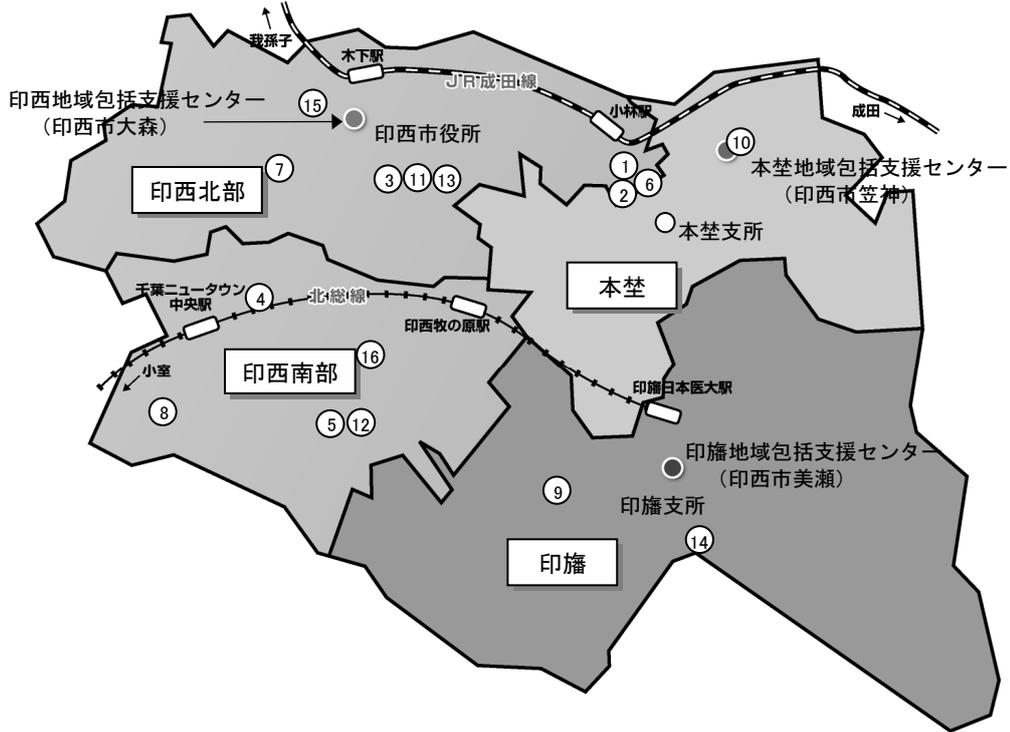
※平成23年3月末の住民基本台帳人口の数値

4 日常生活圏域による介護サービスの展開

(1) 地域密着型サービス等の現状

地域密着型サービスは、要介護者の生活を住み慣れた地域で24時間支えるという観点から、日常生活圏域ごとにサービス提供の拠点が確保されるサービスです。

各圏域の地域密着型サービス施設は、以下のとおりです（参考に、その他の施設も表示してあります）。



| 地域密着型サービス施設 | | | その他施設 | |
|-----------------------|-------|--------|---------------------------|---------------|
| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | | | 特別養護老人ホーム | |
| ① | 印西市小林 | 定員 9名 | ⑦ | 印西市大森 定員 104名 |
| ② | 印西市小林 | 定員 9名 | ⑧ | 印西市武西 定員 70名 |
| ③ | 印西市大森 | 定員 9名 | ⑨ | 印西市大廻 定員 90名 |
| ④ | 印西市草深 | 定員 18名 | ⑩ | 印西市笠神 定員 56名 |
| ⑤ | 印西市草深 | 定員 18名 | 介護老人保健施設 | |
| 小規模多機能型居宅介護施設 | | | ⑪ | 印西市大森 定員 78名 |
| ⑥ | 印西市小林 | 定員 25名 | ⑫ | 印西市草深 定員 27名 |
| | | | 軽費老人ホーム | |
| | | | ⑬ | 印西市大森 定員 30名 |
| | | | ⑭ | 印西市瀬戸 定員 50名 |
| | | | 特定施設入居者生活介護施設(介護付有料老人ホーム) | |
| ⑮ | 印西市大森 | 定員 70名 | | |
| ⑯ | 印西市草深 | 定員 43名 | | |

※平成24年1月1日現在

5 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在であり、地域密着のサービスの拠点として、活用していきます。

本市では、平成22年3月の市村合併後、市直営2か所（印西・印旛）、委託1か所（本埜）において業務を実施しております。今後、日常生活圏域ごとの設置を検討していきます。

センターの主な業務内容は、次のとおりとなります。

（1）総合相談支援

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じたさまざまな相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断します。

（2）権利擁護

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供します。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。

（4）介護予防ケアマネジメント

二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

（5）その他

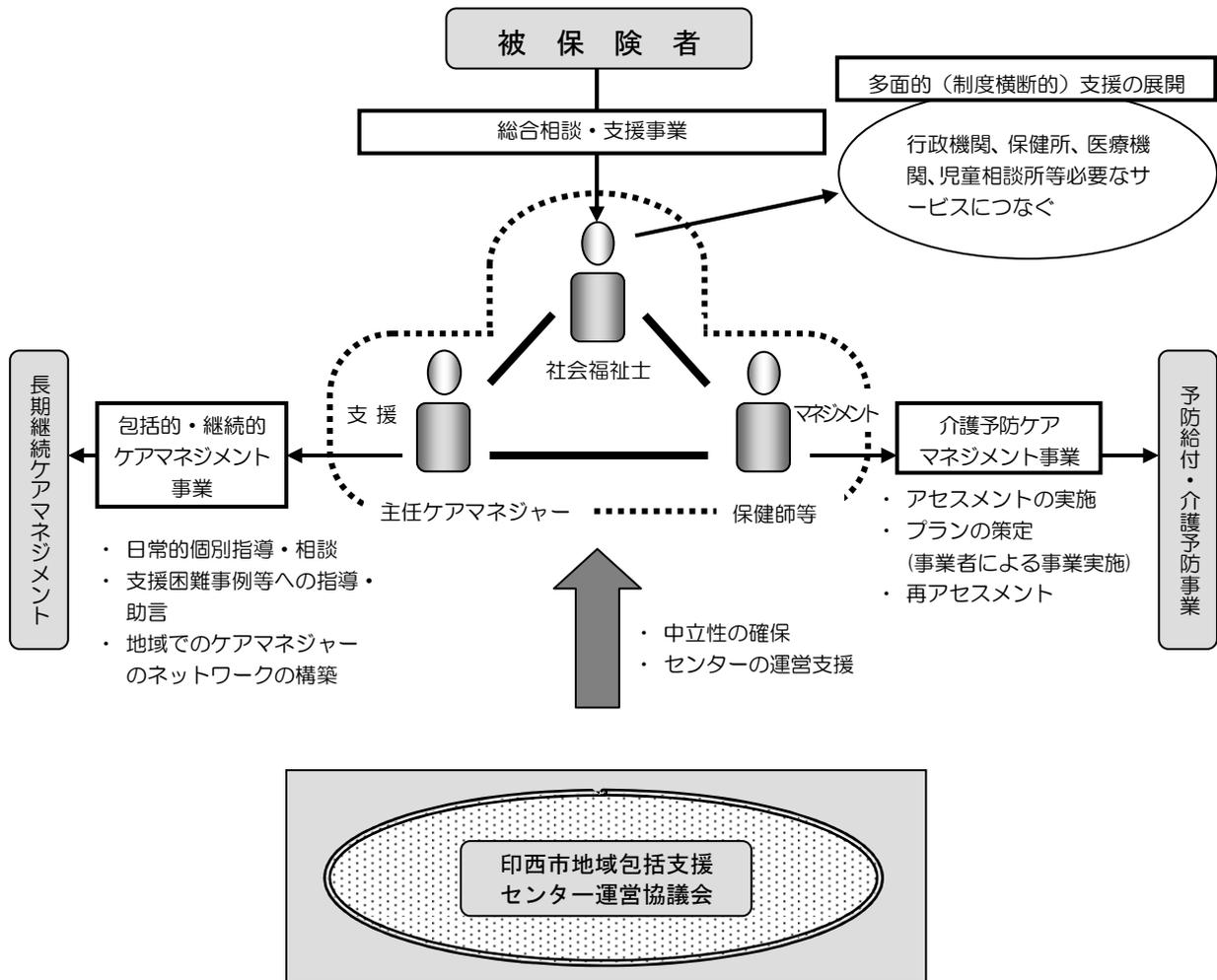
① 家族介護教室

適正な介護知識の習得や介護サービスの利用方法の習得等を目的とした教室を開催します。

② 認知症サポーターの充実

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り・支援する認知症サポーターを養成する講座を開催します。

■地域包括支援センターの全体像





第2編
各論

第1章 生活習慣病予防・介護予防の推進

第1節 健康づくりの推進

1 健康づくりの実施体制の整備（「健康いんざい21」の推進）

本市では、子どもから高齢者まで、すべての市民が健康で安心していつまでもいきいきと暮らせるまちの実現に向けて、保健計画「健康いんざい21」を平成16年に策定し、健康都市宣言を行いました。今後は、平成20年度に中間評価及び改定を行った新たな「健康いんざい21（改定版）」に基づき、市民の健康増進を図っていきます。

2 歯科保健の啓発

生涯を通じて歯や歯肉の健康づくりに取り組み、歯の喪失を予防することにより、健康な生活が送れるよう、「8020運動」^(注2)の推進を図ります。

(注2)「8020運動」：8020運動とは、『80歳になっても自分の歯を20本以上保つこと』を推進する運動のことです。

3 地区健康推進員の養成・育成

市民の健康増進に寄与するため、地区住民の代表として健康づくりのボランティア活動を行う地区健康推進員を育成し、運動や栄養に関する講習会等、推進員が企画した自主的な活動が円滑に進められるよう支援していきます。

4 健康生活コーディネーター事業（ヘルスアップ教室）の実施

市民一人ひとりに合った健康づくりができるよう、個別健康プランを提示し、健康の増進を図るとともに、認知症や寝たきりにならずに生活できる期間（健康寿命）を延伸させることを目的に、35歳以上の方を対象としたヘルスアップ教室を実施します。また、特定保健指導の受け皿としての機能も果たします。

5 食育の推進

市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践でき、豊かな人間性を育むことができるよう、関係機関と栄養士等が連携を図りながら、食育活動を推進していきます。

第2節 生活習慣病予防の推進

1 健康手帳の交付

健康診査、各種がん検診等の結果を記録することで、自らの身体の状態変化を把握し、適切な医療の確保ができるよう、各種健（検）診受診者等に健康手帳を交付します。また、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）、生活習慣病予防、特定保健指導、健康増進等に関する内容や情報については、さらにわかりやすく活用しやすいものとなるよう適宜見直しをしていきます。

2 健康教育

出前健康講座や様々な機会を捉えた健康教育を実施し、健康づくりの知識を広く周知するとともに、特定健康診査等健（検）診の実施時に、生活習慣改善による疾病予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図ります。

また、市役所、公民館等の健康情報コーナーにおいて生活習慣病予防のパンフレットやウォーキングマップを配布し、健康増進の啓発を図ります。

3 健康相談

健康相談は、病態別に栄養や歯科に関する相談と、健康全般に関する相談を定期的で開催します。また、市民が気軽に相談できるよう、電話相談や随時相談についても啓発に努め、市民の健康増進や生活改善を図ります。

4 訪問指導

訪問により、対象者の生活の場で、生活習慣等の指導や受診に関するアドバイスをを行い、健康増進及び心身機能低下の予防を図ります。

5 健康診査、がん検診等

市は、生活習慣病対策として40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に該当又は予備群と判定された人に対して、自分自身が生活習慣を改善し、維持するための行動目標を設定し、実践できるよう保健指導をしていきます。

また、75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象に、千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、健康診査を実施していきます。

その他、骨粗しょう症健診等の健康診査や、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診をはじめとする各種がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療に結びつけるよう受診勧奨等健康相談をしていきます。

第3節 介護予防事業の推進

1 介護予防普及啓発事業

地域において介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、介護予防事業及び介護予防啓発のための健康相談を展開していきます。

また、介護予防に関する知識の普及、啓発のため、関係機関・組織・団体等に対する出前講座の要望に応じていきます。

2 地域介護予防活動支援事業

地域で介護予防活動を展開する団体やボランティア等に対する支援やネットワークづくりの促進を図ります。

3 二次予防事業の対象者把握事業

要介護状態等となるおそれの高い、虚弱な状態にあると認められる65歳以上の人（二次予防事業対象者）を把握するため、要支援・要介護認定者を除く65歳以上の人へ「基本チェックリスト」を送付します。

また、回答者に対して、介護予防の取組の必要性や健康維持のための指標となる結果アドバイス表を送付します。

その他、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等による実態把握調査において、要支援・要介護になる恐れの高い人をできるだけ早く把握し、介護予防事業等に結びつけることにより、介護予防効果を高めます。

■二次予防事業対象者 3か年の想定実人数

(単位：人)

| サービス種別 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 年間想定実人数 | 2,628 | 2,703 | 2,854 |
| 高齢者人口に対する割合(%) | 16 | 16 | 16 |

4 通所型介護予防事業

要支援・要介護認定者を除く65歳以上の人を対象に、次の通所型介護予防事業の勧奨に努めます。

「運動器の機能向上プログラム（高齢者筋力向上トレーニング事業）」は、一人ひとりの心身の状況に応じた運動を実施し、転倒骨折の予防や、加齢に伴う運動器の機能低下の予防、機能向上等を図ります。

「介護予防事業 まるごと教室」は、集団的活動や仲間との交流を図りながら、閉じこもり・うつ・認知症予防、筋力向上トレーニング、口腔機能の向上、栄養改善の講座等介護予防において重要なプログラムを総合的に実施します。

「脳の健康教室」は、簡単な読み・書き、計算をすることにより、脳を活性化させ、認知症予防を図ります。

いずれの事業においても、対象者の増加が予想されるため、実施回数、実施場所について検討していきます。

■通所型介護予防事業 3か年の想定実人数

(単位：人)

| サービス種別 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 高齢者筋力向上トレーニング事業 | 60 | 70 | 80 |
| 介護予防事業まるごと教室 | 60 | 80 | 100 |
| 脳の健康教室 | 40 | 50 | 60 |

5 一次予防事業評価事業

介護予防事業に関する一般的な知識や対象者、事業内容、参加方法等の事業実施に関する情報について、積極的に普及啓発に努めているか等を検証し、より効果的な施策展開につなげていきます。

6 二次予防事業評価事業

二次予防事業対象者が要支援・要介護状態となることを予防するために介護予防事業を実施することにより、心身の状態の改善につなげるよう努めるとともに、抑制効果を検証していきます。

第2章 介護支援体制の整備

第1節 介護保険制度の円滑な運営

1 介護給付と予防給付の円滑な運営

現行の介護保険法では、予防給付が「要支援1」及び「要支援2」と分けられ、介護給付が「要介護1」、「要介護2」、「要介護3」、「要介護4」、「要介護5」と分けられています。

「要支援1」と「要支援2」の認定者には、地域包括支援センターで作成する「介護予防サービス計画書」に基づき、介護予防サービス事業者による予防給付の提供が行われ、要介護状態への進行防止や自立に向けての改善を図ります。

介護予防サービス計画書では、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本理念とし、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指しています。

次に、「要介護1」、「要介護2」、「要介護3」、「要介護4」、「要介護5」の認定者には、居宅介護支援事業者で作成する「居宅サービス計画書」に基づき、介護サービス事業者による介護給付の提供が行われ、介護度の重度化の防止を図ります。

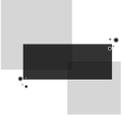
今後も、こうした予防給付と介護給付の円滑な提供を促進していきます。

2 地域密着型サービスの促進

地域密着型サービスとは、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、日常生活圏域ごとにサービス提供の拠点が確保されるサービスです。

サービスの種類は、以下のとおりです。

- ① 夜間対応型訪問介護
- ② 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ③ 小規模多機能型居宅介護
- ④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の小規模サービス付き高齢者向け住宅等）
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の小規模特別養護老人ホーム）
- ⑦ 24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑧ 複合型サービス



地域密着型サービスは、本市がサービス事業者を設置し、市民のみが利用できます。ただし、相手方市町村の同意を得たケースでは、市外の事業所の指定、利用が可能です。

特に今後増加が予想される認知症高齢者への支援の柱となるとともに、地域ケアの基盤強化に不可欠なことから、財政負担との均衡を図りながら、引き続き導入を促進していきます。

本市においては、市内全域で可能な限り均一なサービス提供体制の確保を図ることができるよう、サービス事業者に対し、実施地域の拡大等について働きかけていきます。

また、地域密着型サービス事業者に対しては、必要に応じて指導・検査を実施し、良質なサービス提供の確保に努めます。

3 適切な要介護（要支援）認定の実施

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により印西市介護認定審査会で審査・判定します。

介護保険法改正により、平成18年度から、要介護（要支援）認定の新規調査については原則として市町村が実施するものと限定されました。

こうした制度改正に対応し、調査員及び審査会委員に対して十分な研修・指導を行い、公正公平な認定調査と審査会運営に努めていきます。

4 権利擁護事業の推進

(1) 成年後見制度援助事業

認知症高齢者の人権を守るため、成年後見制度の必要性を判断し円滑に利用できるように支援します。

また、高齢者や民生委員等に対し、成年後見制度、日常生活自立支援事業に対する知識の普及に努めるとともに、昨今の社会問題である消費者被害の防止のため、消費生活相談員等とも連携を図り、早期対応に努めます。

(2) 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、本市では、平成19年5月に地元警察、民生委員・児童委員協議会及び老人福祉施設事業者等の関係機関の協力により高齢者虐待の早期発見のためのネットワーク連絡協議会を構築し、虐待の通報等があった場合、速やかな対応に努めていきます。

また、虐待に関する理解を深めるため広報、啓発を行い、通報等が速やかに行われるよう周知を図り、併せて、認知症高齢者を介護する家族への支援も行います。

なお、平成23年3月に「印西市高齢者虐待防止対応マニュアル」を作成し、マニュアルに基づいた対応を行います。

5 介護サービス事業者の情報提供

介護を必要とする方が円滑に事業者を選択し、必要なサービスを受けることができるよう、介護サービス事業者の一覧表を配布しています。その他、窓口での説明、パンフレット、市のホームページ等さまざまな方法で市民への情報提供に努めていきます。

6 介護サービス従事者の質的向上の促進

介護サービス事業者の従事者は、介護技術の発達等によるさまざまな新しい知識や技術の習得に常に努める必要があります。このため、質的向上の促進が図られるよう支援していきます。

7 介護給付の適正化

介護サービス事業者による過度の利用者の掘り起こしや不正請求等を抑制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、「介護給付適正化計画」に基づき「介護給付適正化推進特別事業」等を活用しながら給付内容の審査をするとともに、事業者等への指導を行い給付の適正化に努めます。

8 情報提供・相談・苦情処理体制の強化

市民の介護保険制度への周知を図るため、パンフレット等の作成、要望により地域ごとに開催する説明会とともに、インターネットを利用した市のホームページでも情報の提供に努めています。

また、介護保険の要介護認定の判定結果等に関して不満や苦情がある場合は、市に対して苦情等の申し出と相談を行うことができ、市では認定基準等について十分な説明を行うよう努めています。さらに、市の説明の結果なお不服がある場合は、千葉県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

9 介護相談員の充実

介護相談員は、介護保険サービスの質の向上等を図るため、介護サービスの場や居宅を訪問し、サービス利用者と事業者及び行政との「橋渡し役」として、サービス利用者等の不満や不安の相談に応じ、サービス事業者に対し、問題提起や解決のための提案を行っています。

今後も、介護相談員の周知を図るとともに、事業の充実に努めます。

第2節 介護予防サービスの充実

1 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護予防訪問介護は、要支援の「1」又は「2」に認定された人（以下、「要支援者」という。）が居宅において、ひとり暮らし又は同居家族等が障がいや疾病のため、本人や家族等が家事等を行うことが困難な場合、ホームヘルパーの支援が受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

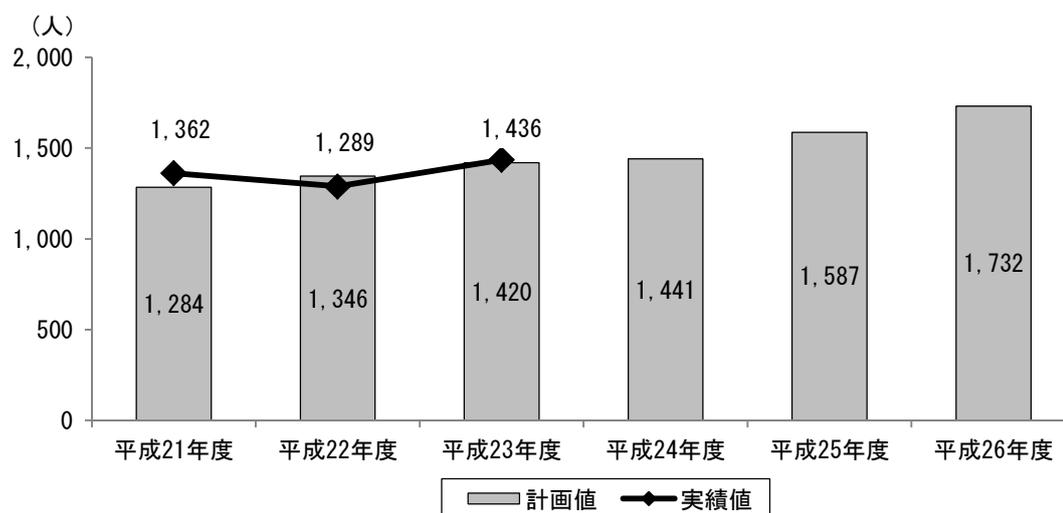
利用実績の高いサービスであることから、今後もサービス提供事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めていきます。

■介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）の実績と見込み

（延べ人数/年）

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 1,284 | 1,346 | 1,420 | 1,441 | 1,587 | 1,732 |
| 実績値 | 1,362 | 1,289 | (1,436) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



2 介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護は、要支援者が居宅に浴室がない場合や、感染症等の理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合等に限り、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護職員や看護師から入浴の補助が受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

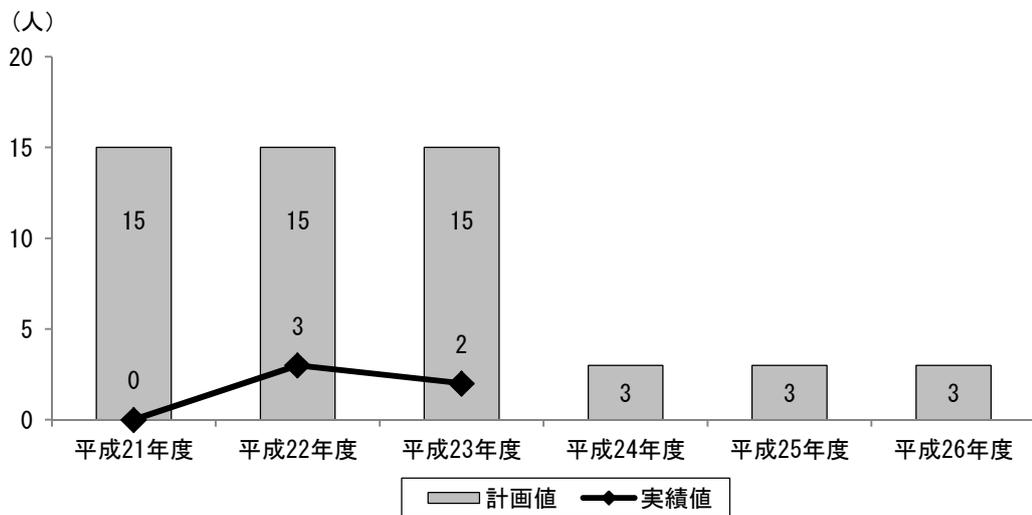
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

■介護予防訪問入浴介護の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 15 | 15 | 15 | 3 | 3 | 3 |
| 実績値 | 0 | 3 | (2) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



3 介護予防訪問看護

介護予防訪問看護は、要支援者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や薬の服用等診療の補助が受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

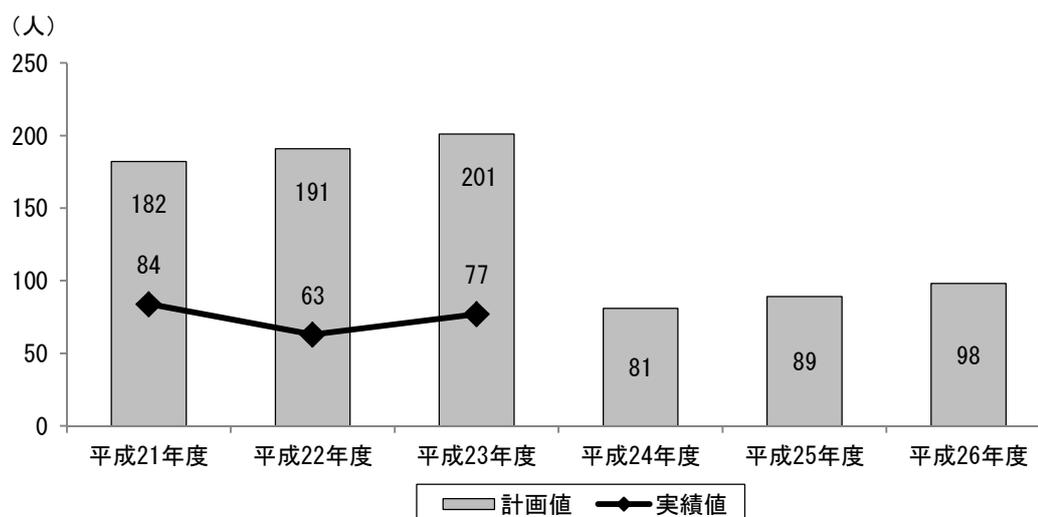
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

■介護予防訪問看護の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 182 | 191 | 201 | 81 | 89 | 98 |
| 実績値 | 84 | 63 | (77) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



4 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者で居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な方が居宅において、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等から短期集中的なリハビリテーションを受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

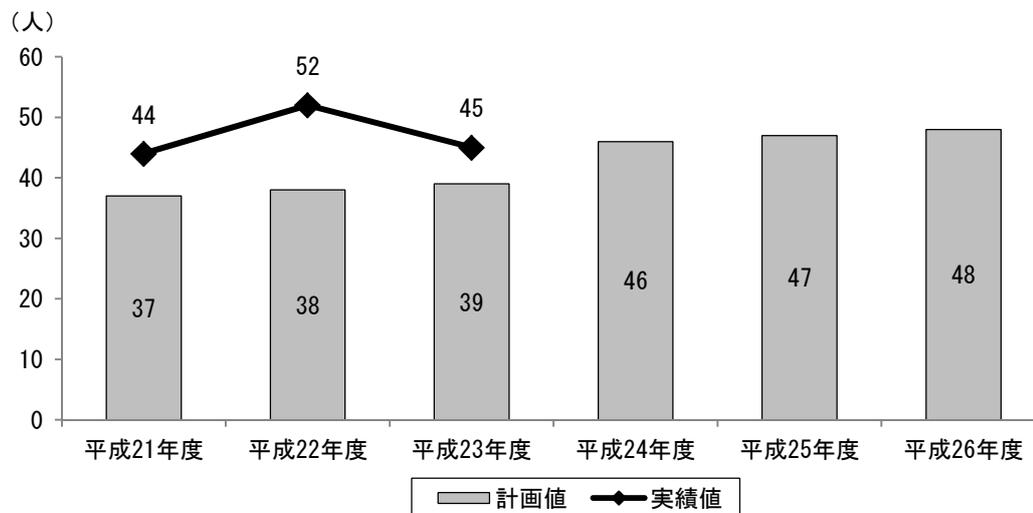
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

■介護予防訪問リハビリテーションの実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 37 | 38 | 39 | 46 | 47 | 48 |
| 実績値 | 44 | 52 | (45) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



5 介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導は、要支援者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

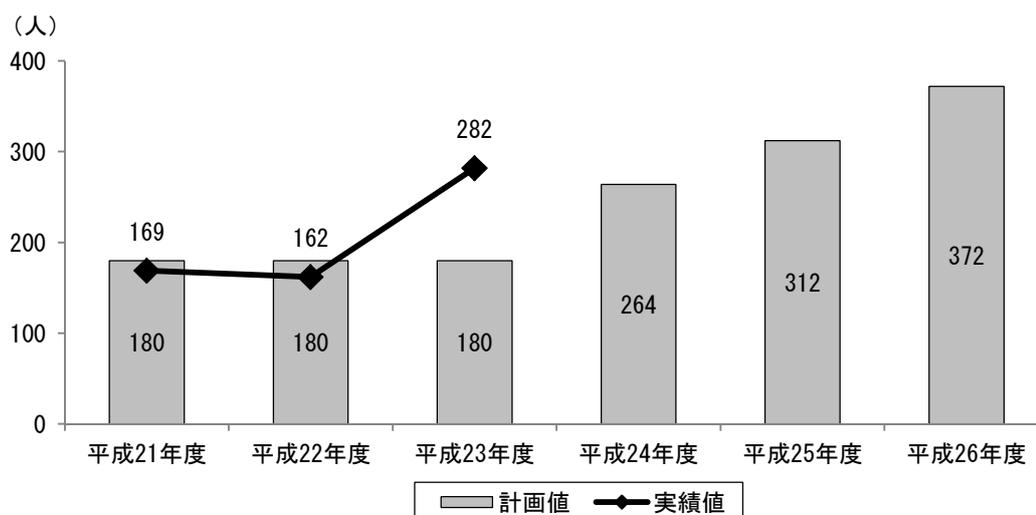
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

■介護予防居宅療養管理指導の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 180 | 180 | 180 | 264 | 312 | 372 |
| 実績値 | 169 | 162 | (282) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



6 介護予防通所介護（デイサービス）

介護予防通所介護は、要支援者が通所介護施設において、日常生活上の支援等の共通サービスと、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

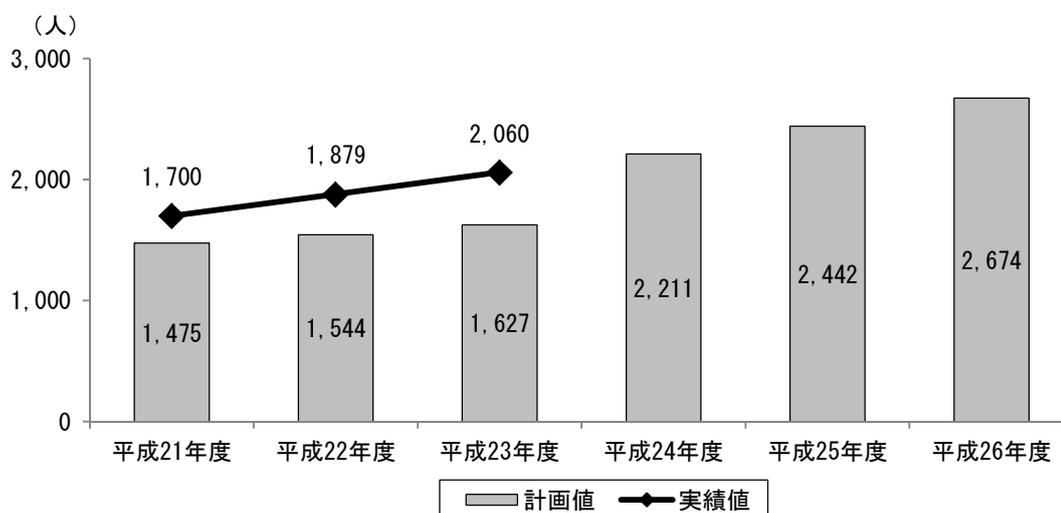
利用実績の高いサービスであることから、今後もサービス提供事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めていきます。

■介護予防通所介護（デイサービス）の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 1,475 | 1,544 | 1,627 | 2,211 | 2,442 | 2,674 |
| 実績値 | 1,700 | 1,879 | (2,060) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



7 介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が老人保健施設や介護療養型医療施設において、日常生活上の支援やリハビリテーション等の共通的服务と、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

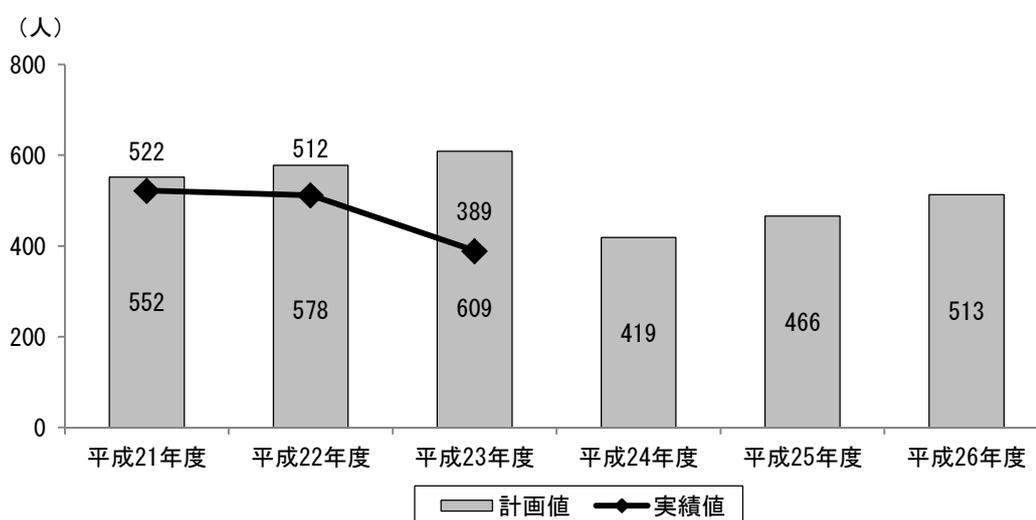
利用実績の高いサービスであることから、今後もサービス提供事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めていきます。

■介護予防通所リハビリテーションの実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 552 | 578 | 609 | 419 | 466 | 513 |
| 実績値 | 522 | 512 | (389) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



8 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護予防短期入所生活介護は、要支援者が特別養護老人ホームに短期間入所し、日常生活上の支援等の共通サービスと、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

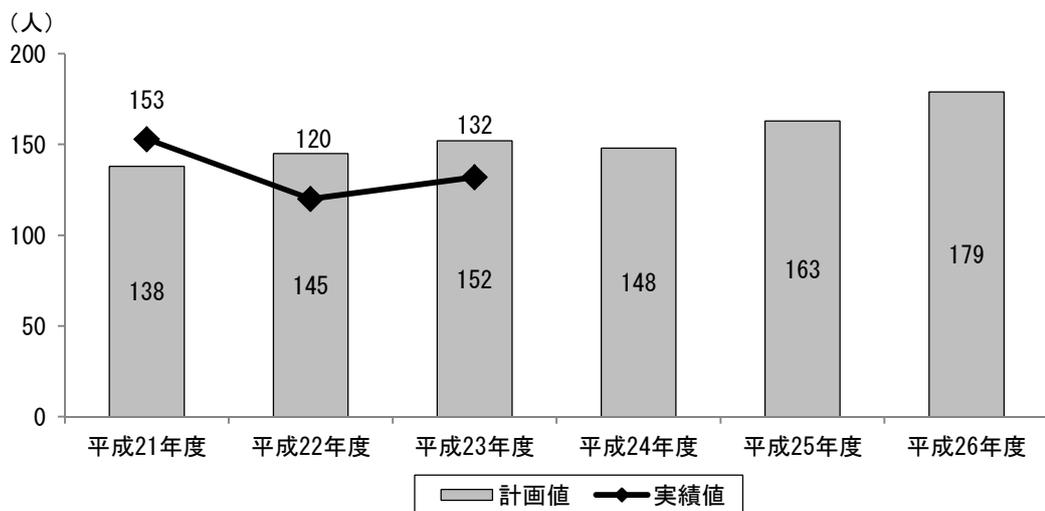
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

■介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 138 | 145 | 152 | 148 | 163 | 179 |
| 実績値 | 153 | 120 | (132) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



9 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護予防短期療養介護は、要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、日常生活上の支援やリハビリテーション等の共通的服务と、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的服务が受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

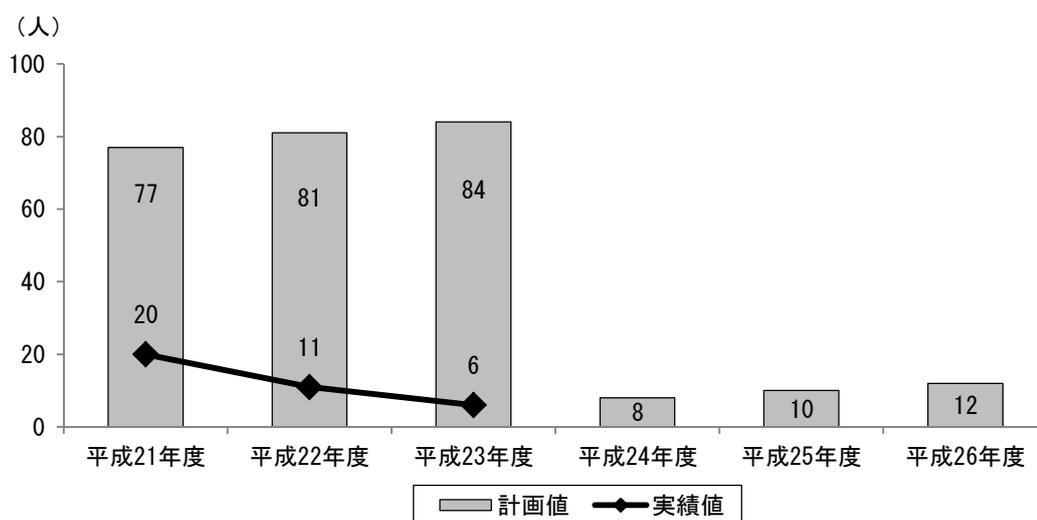
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

■介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 77 | 81 | 84 | 8 | 10 | 12 |
| 実績値 | 20 | 11 | (6) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



10 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護は、高齢者が介護付有料老人ホームや軽費老人ホーム等の特定の施設（要届出）に入居し、日常生活上の支援等の共通的服务と、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

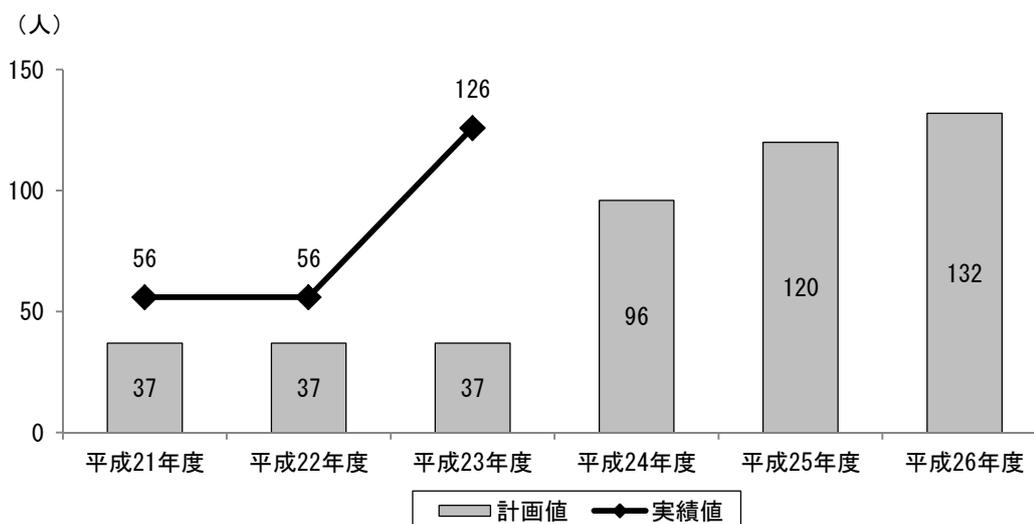
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況や本市及び近隣市町村の施設整備状況、本市における今後の施設整備計画等を踏まえ算定しております。

■介護予防特定施設入居者生活介護の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 37 | 37 | 37 | 96 | 120 | 132 |
| 実績値 | 56 | 56 | (126) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



11 介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与は、要支援者の日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、要支援者に必要な用具を貸与するサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

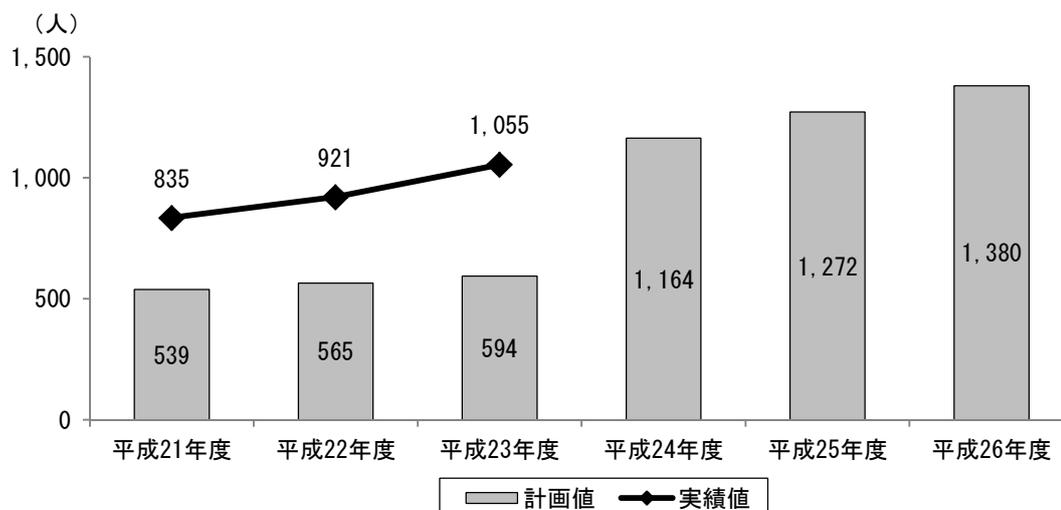
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。また、適切な貸与が行われるよう、サービスの適正化に努めます。

■介護予防福祉用具貸与の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 539 | 565 | 594 | 1,164 | 1,272 | 1,380 |
| 実績値 | 835 | 921 | (1,055) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



12 特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売は、要支援者の日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、要支援者に必要な用具を販売し、その購入費（年間10万円が上限）の9割を補助するサービスです。

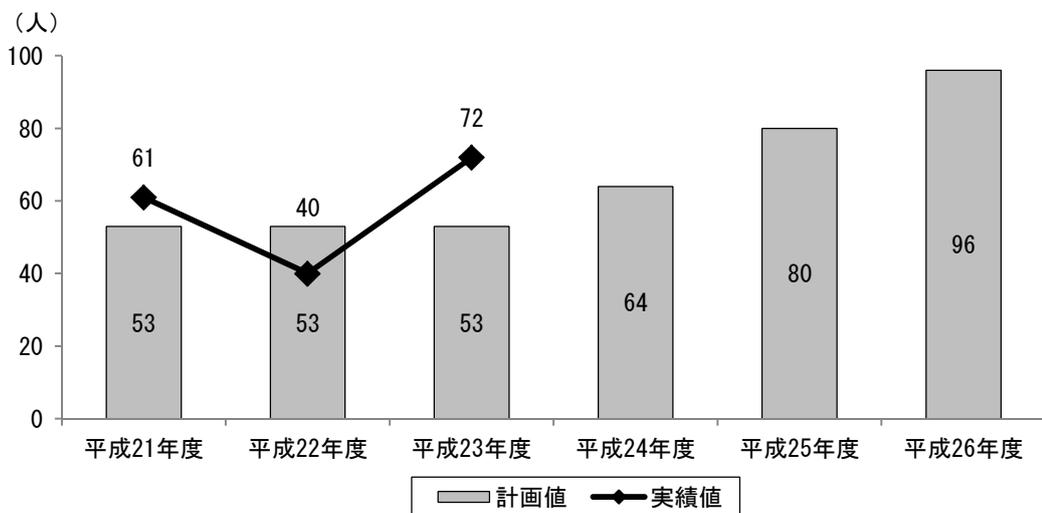
第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。
また、適切な販売が行われるよう、サービスの適正化に努めます。

■ 特定介護予防福祉用具販売の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 53 | 53 | 53 | 64 | 80 | 96 |
| 実績値 | 61 | 40 | (72) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



13 介護予防住宅改修

介護予防住宅改修は、要支援者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取り付けや床等の段差解消の工事等を行う際、その費用（20万円が上限）の9割を補助するサービスです。また、このサービスを受けるには事前の申請が必要です。

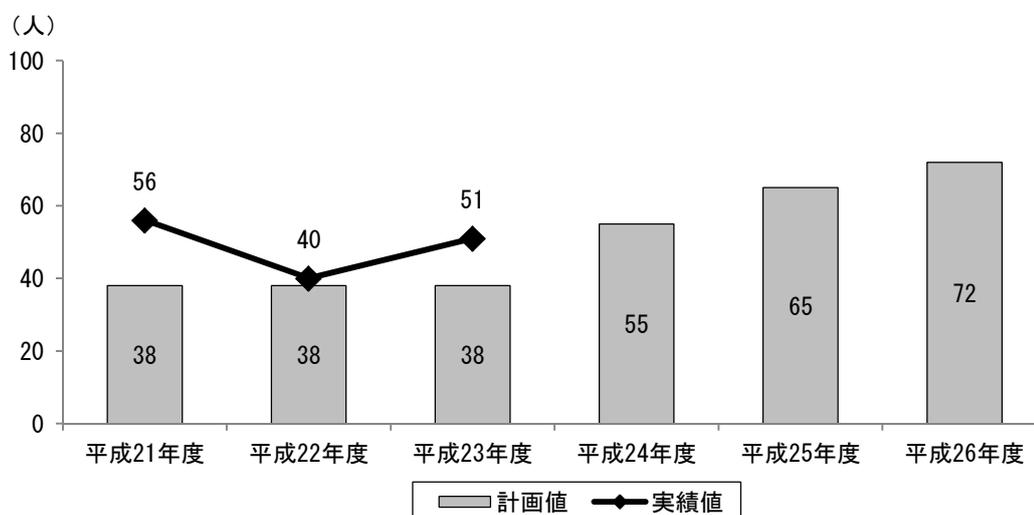
第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。また、適切な住宅改修が行われるよう、サービスの適正化に努めます。

■介護予防住宅改修の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 38 | 38 | 38 | 55 | 65 | 72 |
| 実績値 | 56 | 40 | (51) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



14 介護予防支援

介護予防支援は、在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整を行うサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

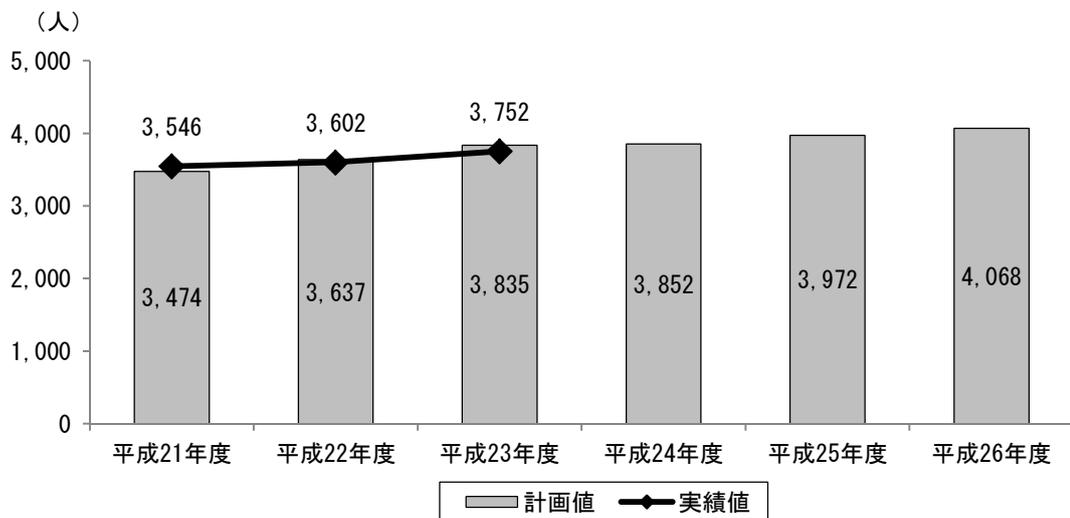
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況等により算定しております。

■介護予防支援の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 3,474 | 3,637 | 3,835 | 3,852 | 3,972 | 4,068 |
| 実績値 | 3,546 | 3,602 | (3,752) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



第3節 地域密着型介護予防サービスの促進

1 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援者が、デイサービス等の通所系サービスを中心に、ホームヘルプサービス等の訪問系サービス又はショートステイ等の宿泊系サービス等、多機能なサービスを提供する身近な小規模施設へ必要に応じて利用できるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

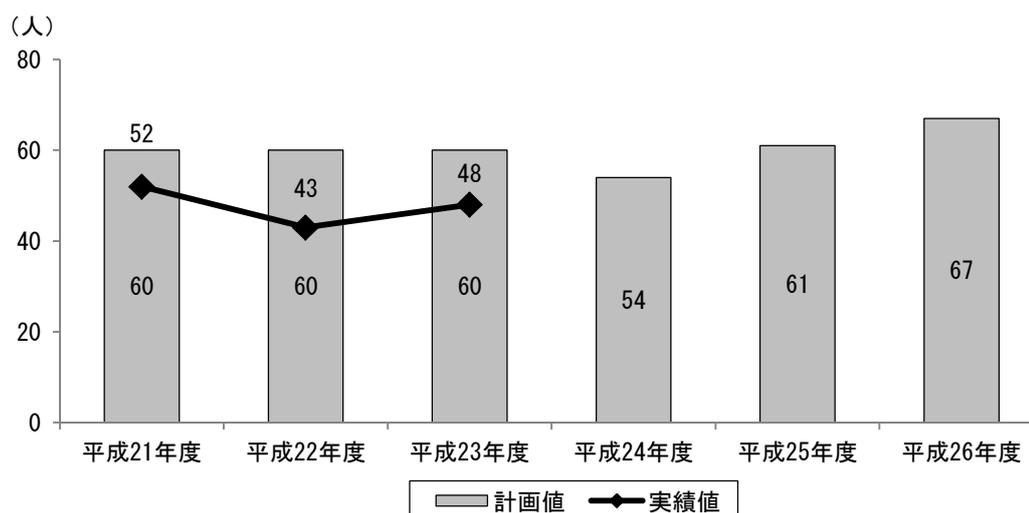
第5期計画見込みについては、要支援者の利用状況や本市及び近隣市町村の施設整備状況、本市における今後の施設整備計画等を踏まえ算定しております。

■介護予防小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 60 | 60 | 60 | 54 | 61 | 67 |
| 実績値 | 52 | 43 | (48) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



第4節 居宅サービスの充実

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、要介護の「1～5」までのいずれかに認定された人（以下、「要介護者」という）が居宅において、ひとり暮らし又は同居家族等が障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合、ホームヘルパーの支援が受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。

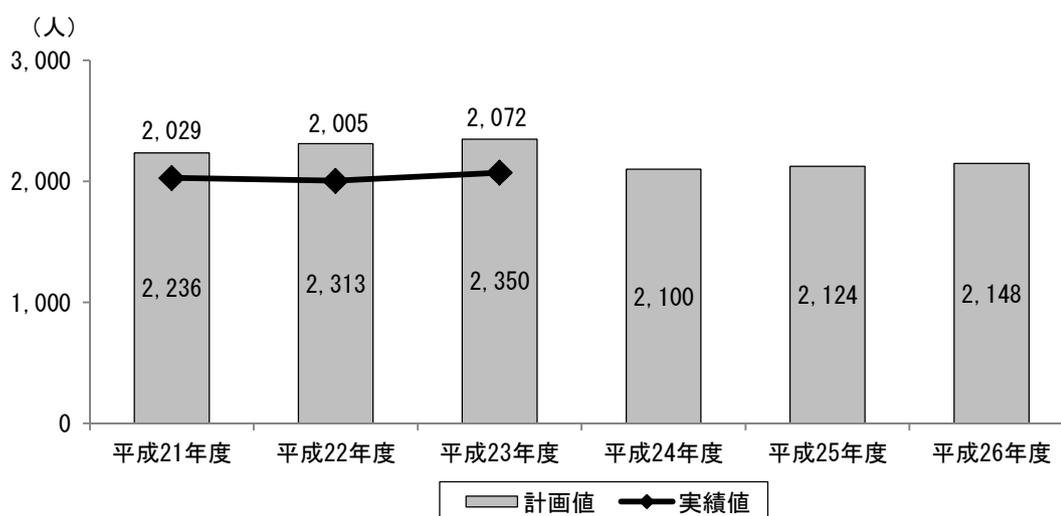
利用実績の高いサービスであることから、今後もサービス提供事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めていきます。

■訪問介護（ホームヘルプサービス）の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 2,236 | 2,313 | 2,350 | 2,100 | 2,124 | 2,148 |
| 実績値 | 2,029 | 2,005 | (2,072) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



2 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者が居宅において、専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護職員や看護師から入浴の補助が受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

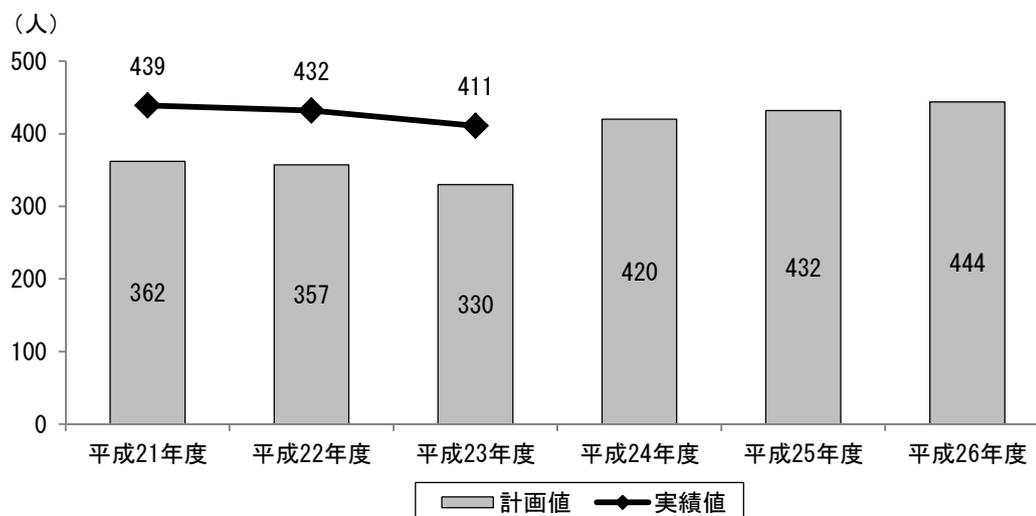
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。

■訪問入浴介護の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 362 | 357 | 330 | 420 | 432 | 444 |
| 実績値 | 439 | 432 | (411) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



3 訪問看護

訪問看護は、要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

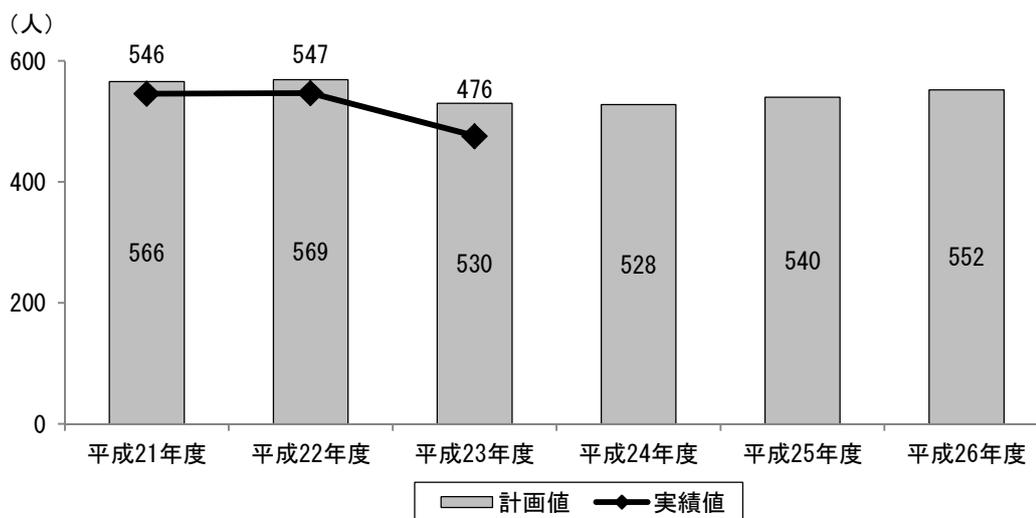
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。

■ 訪問看護の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 566 | 569 | 530 | 528 | 540 | 552 |
| 実績値 | 546 | 547 | (476) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



4 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練が必要な方が居宅において、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等からリハビリテーションを受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

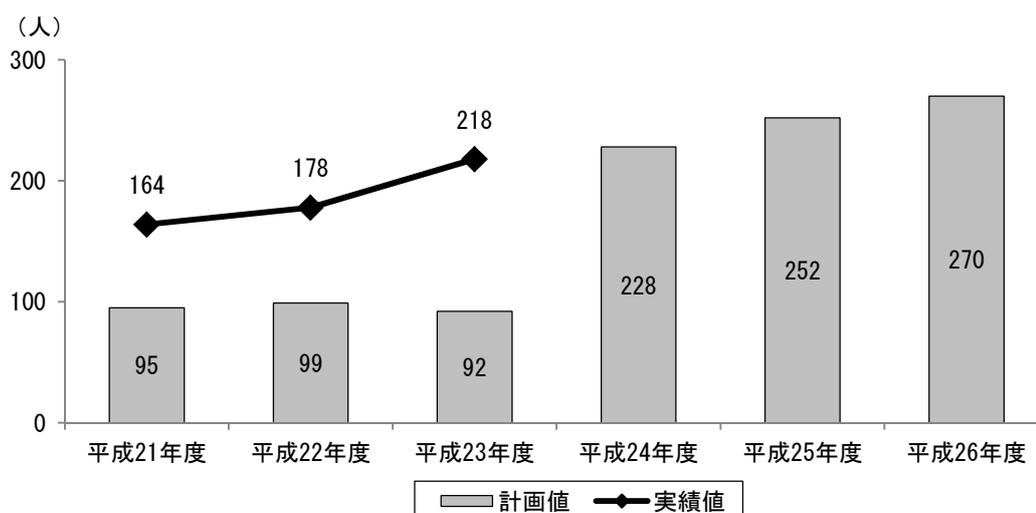
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。

■訪問リハビリテーションの実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 95 | 99 | 92 | 228 | 252 | 270 |
| 実績値 | 164 | 178 | (218) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



5 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

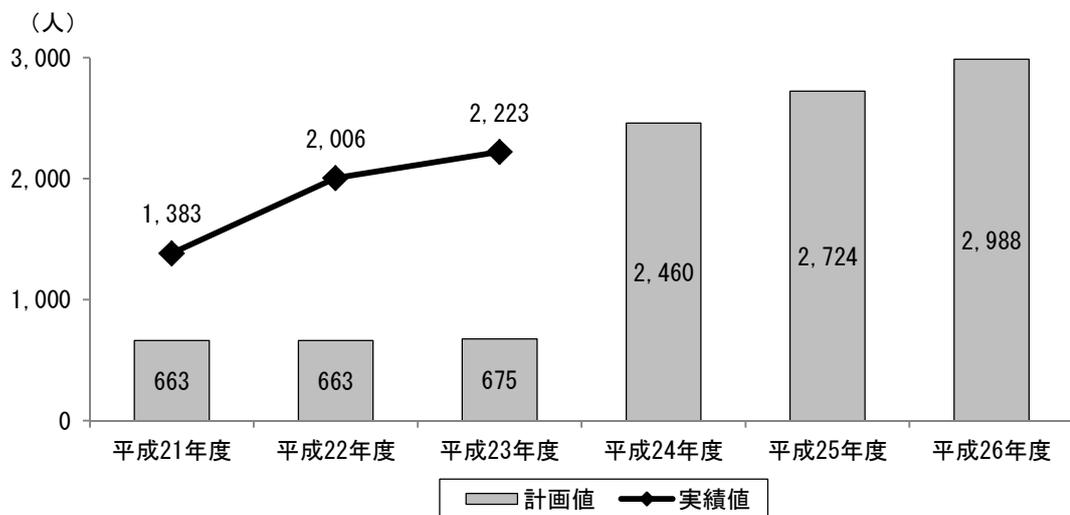
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。利用実績の高いサービスであることから、今後も医療機関と連携を図り、サービス量の確保に努めていきます。

■居宅療養管理指導の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 663 | 663 | 675 | 2,460 | 2,724 | 2,988 |
| 実績値 | 1,383 | 2,006 | (2,223) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



6 通所介護（デイサービス）

通所介護は、要介護者が通所介護施設において、日常生活上の支援等の共通的服务と、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。

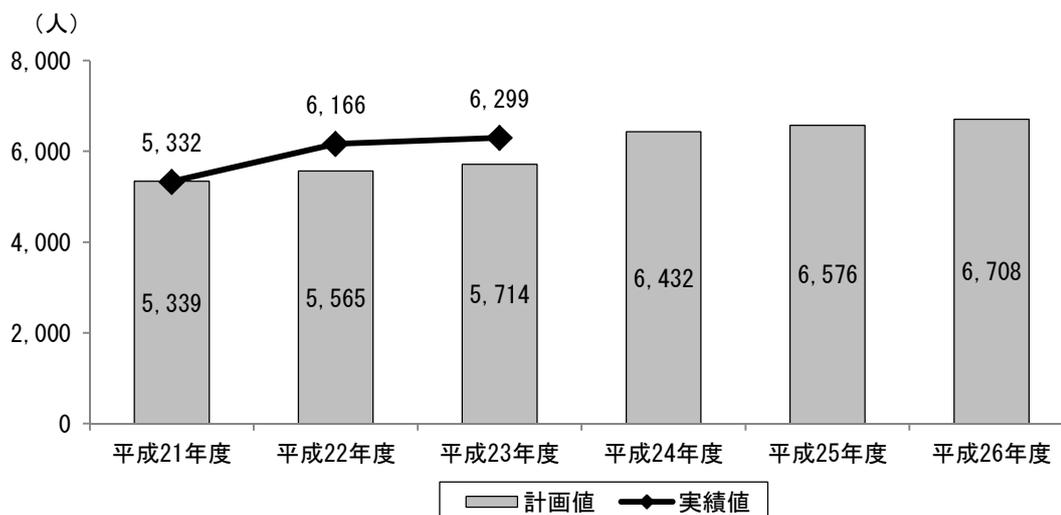
利用実績の高いサービスであることから、今後もサービス提供事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めていきます。

■通所介護（デイサービス）の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 5,339 | 5,565 | 5,714 | 6,432 | 6,576 | 6,708 |
| 実績値 | 5,332 | 6,166 | (6,299) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



7 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要介護者が老人保健施設や介護療養型医療施設において、日常生活上の支援やリハビリテーション等の共通的服务と、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

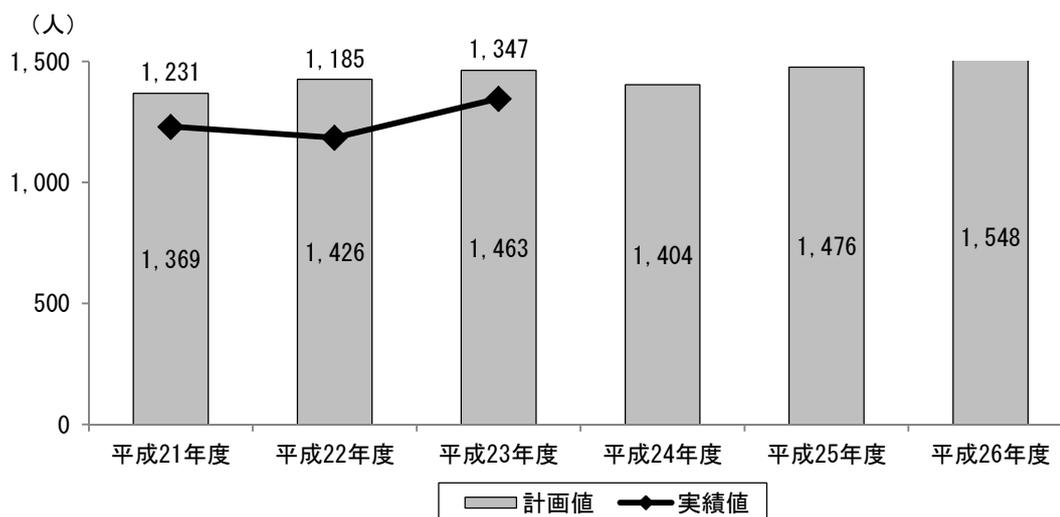
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。利用実績の高いサービスであることから、今後もサービス提供事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めていきます。

■通所リハビリテーションの実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 1,369 | 1,426 | 1,463 | 1,404 | 1,476 | 1,548 |
| 実績値 | 1,231 | 1,185 | (1,347) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



8 短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、要介護者が特別養護老人ホームに短期間入所し、日常生活上の支援等の共通サービスと、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。

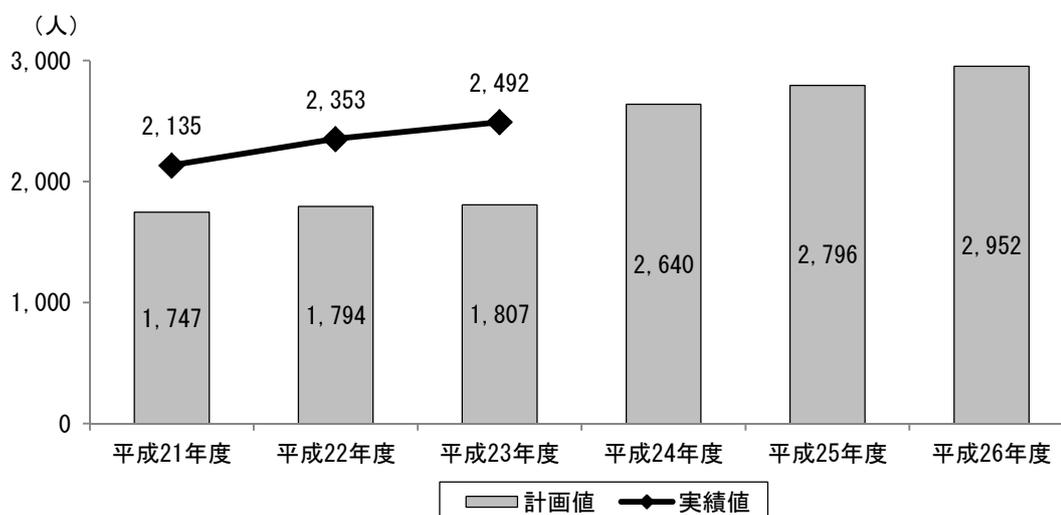
利用実績の高いサービスであることから、今後もサービス提供事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めていきます。

■短期入所生活介護（ショートステイ）の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 1,747 | 1,794 | 1,807 | 2,640 | 2,796 | 2,952 |
| 実績値 | 2,135 | 2,353 | (2,492) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



9 短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、日常生活上の支援やリハビリテーション等の共通的服务と、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

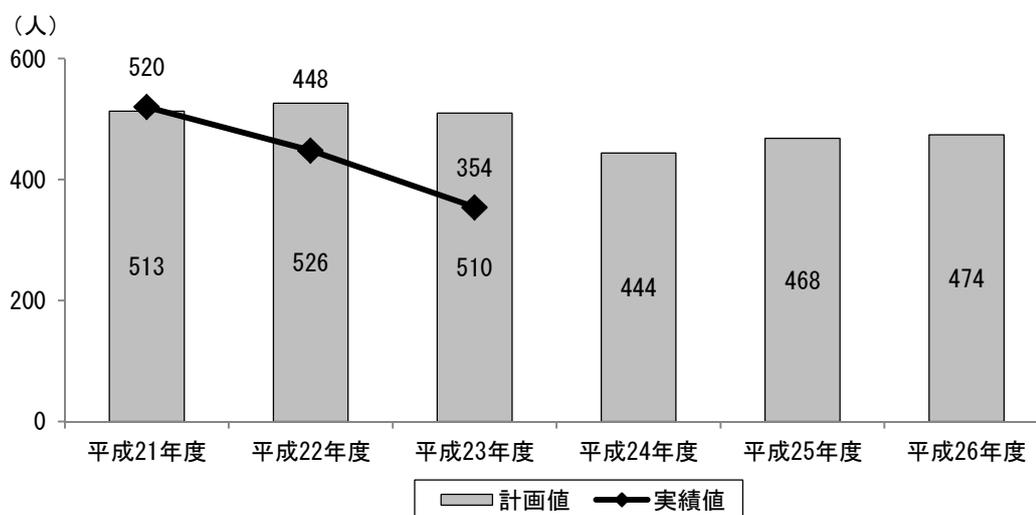
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。

■短期入所療養介護（ショートステイ）の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 513 | 526 | 510 | 444 | 468 | 474 |
| 実績値 | 520 | 448 | (354) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



10 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、高齢者が介護付有料老人ホームや軽費老人ホーム等の特定の施設（要届出）に入居し、日常生活上の支援等の共通的服务と、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

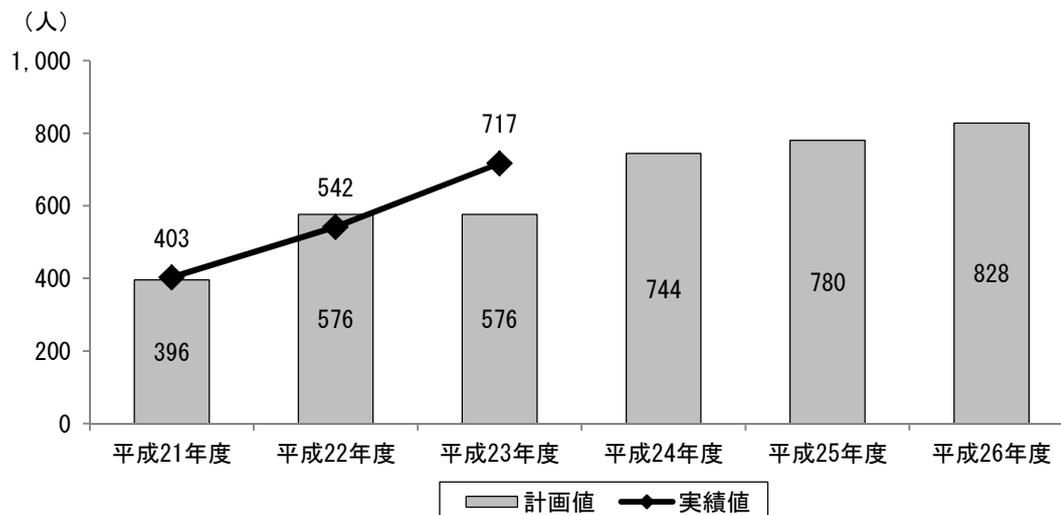
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況や本市及び近隣市町村の施設整備状況、本市における今後の施設整備計画等を踏まえ算定しております。

■ 特定施設入居者生活介護の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 396 | 576 | 576 | 744 | 780 | 828 |
| 実績値 | 403 | 542 | (717) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



11 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者について、日常生活の自立を助けるための介護用ベッドや車いす等福祉用具を貸与するサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

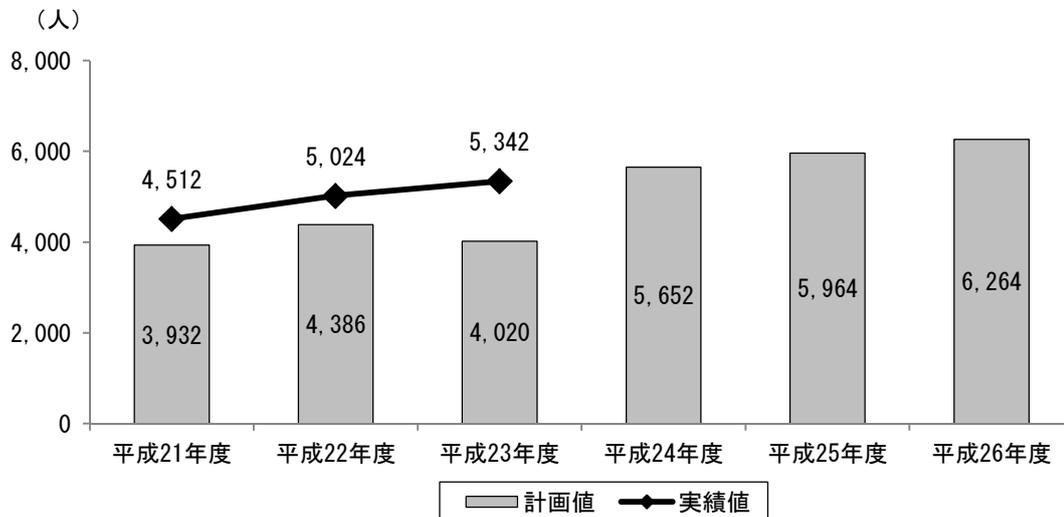
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。利用実績の高いサービスであることから、今後もサービス提供事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めていくとともに、適切な貸与が行われるよう、サービスの適正化に努めます。

■福祉用具貸与の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 3,932 | 4,386 | 4,020 | 5,652 | 5,964 | 6,264 |
| 実績値 | 4,512 | 5,024 | (5,342) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



12 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者について、日常生活の自立を助けるための福祉用具を販売し、その購入費（年間10万円が上限）の9割を補助するサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

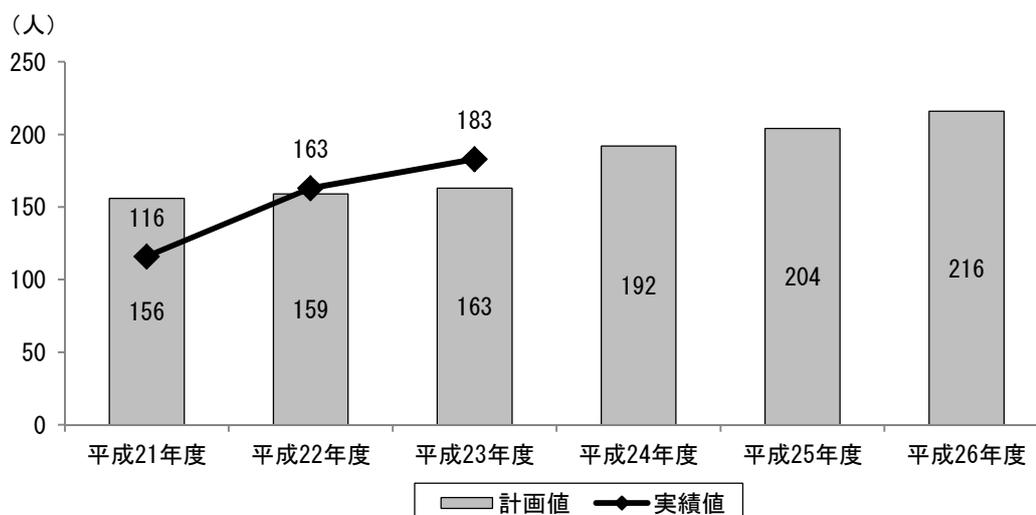
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。また、適切な販売が行われるよう、サービスの適正化に努めます。

■特定福祉用具販売の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 156 | 159 | 163 | 192 | 204 | 216 |
| 実績値 | 116 | 163 | (183) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



13 住宅改修

住宅改修は、要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取り付けや床等の段差解消の工事等を行う際、その費用（20万円が上限）の9割を補助するサービスです。また、このサービスを受けるには事前の申請が必要です。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

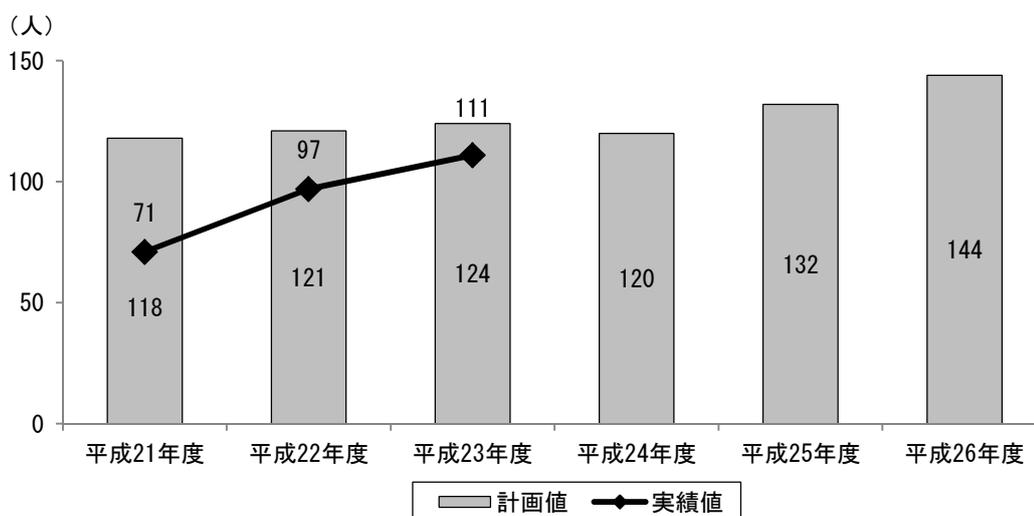
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。また、適切な住宅改修が行われるよう、サービスの適正化に努めます。

■住宅改修の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 118 | 121 | 124 | 120 | 132 | 144 |
| 実績値 | 71 | 97 | (111) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



14 居宅介護支援

居宅介護支援は、在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

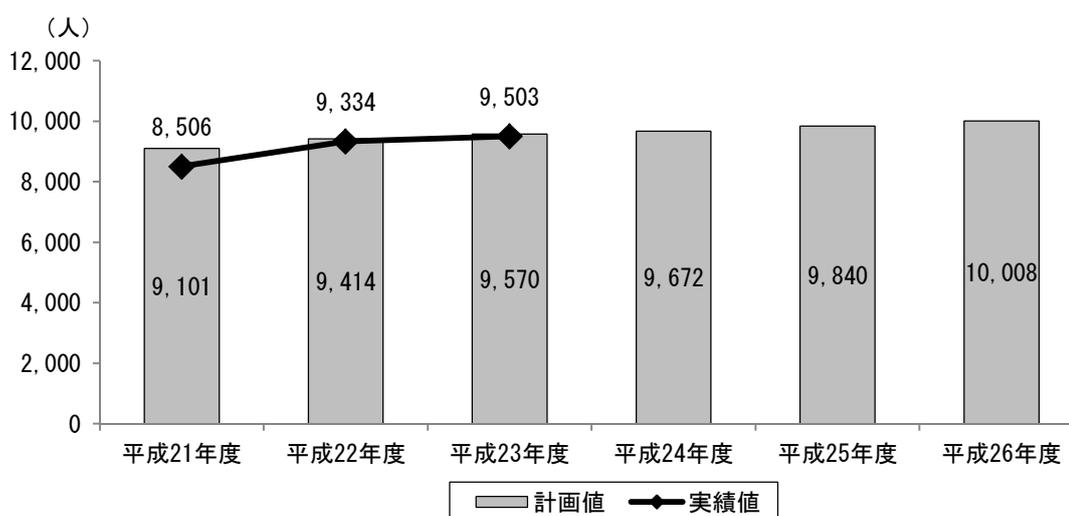
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況等により算定しております。

■居宅介護支援の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 9,101 | 9,414 | 9,570 | 9,672 | 9,840 | 10,008 |
| 実績値 | 8,506 | 9,334 | (9,503) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



第5節 介護施設サービスの充実

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設のことです。

具体的には、特別養護老人ホームが該当します。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

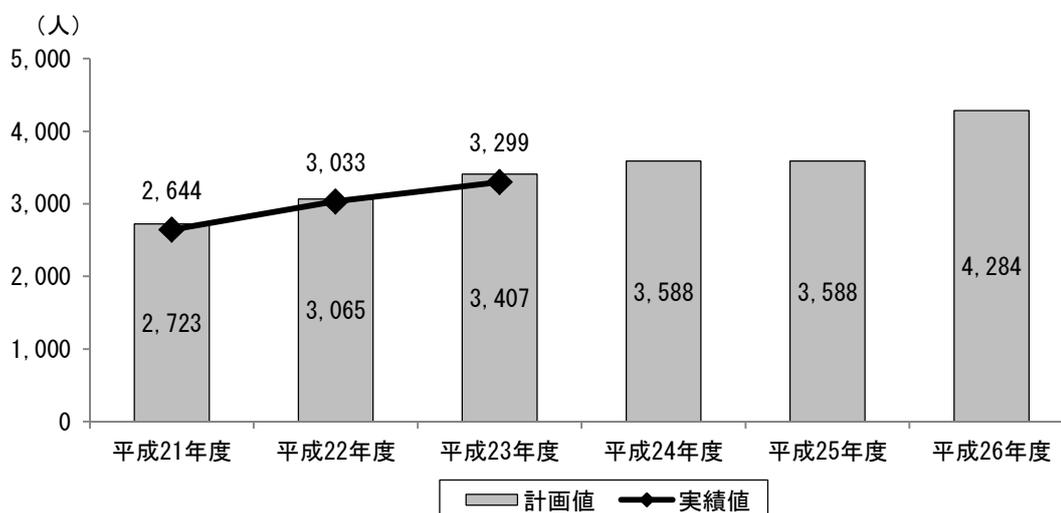
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況や本市及び近隣市町村の施設整備状況、本市における今後の施設整備計画等を踏まえ算定しております。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 2,723 | 3,065 | 3,407 | 3,588 | 3,588 | 4,284 |
| 実績値 | 2,644 | 3,033 | (3,299) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



2 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

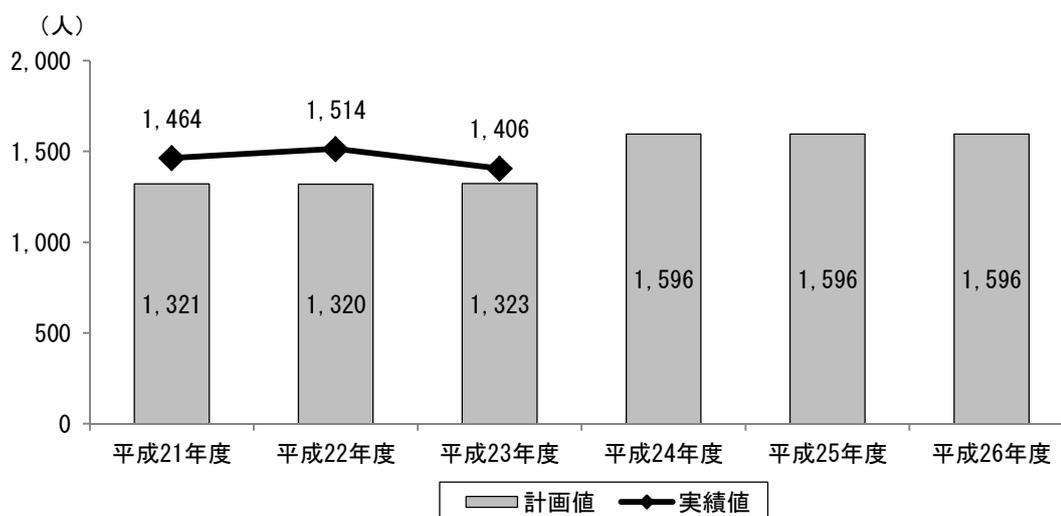
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況や本市及び近隣市町村の施設整備状況、本市における今後の施設整備計画等を踏まえ算定しております。

■介護老人保健施設の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 1,321 | 1,320 | 1,323 | 1,596 | 1,596 | 1,596 |
| 実績値 | 1,464 | 1,514 | (1,406) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



3 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

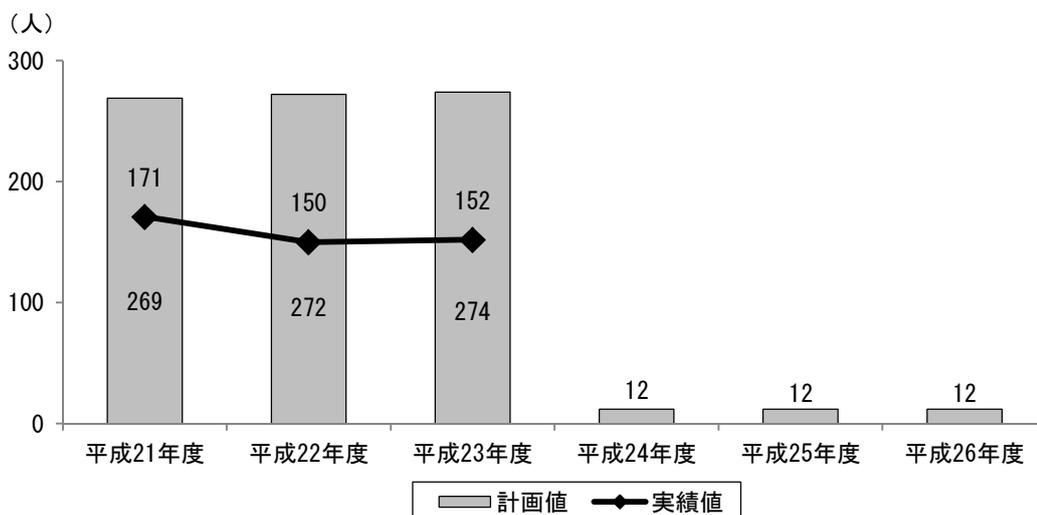
第5期計画見込みについては、平成29年度末にこのサービスが廃止されることから、市内のサービス提供事業者は平成23年11月に介護老人保健施設へ転換しているため、市外における利用分のみを見込んでおります。

■介護療養型医療施設の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 269 | 272 | 274 | 12 | 12 | 12 |
| 実績値 | 171 | 150 | (152) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



第6節 地域密着型サービスの促進

1 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、要介護者のうち認知症の方が身近な通所介護施設において、日常生活上の支援等の共通的服务と、個人ごとの目標（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）に合わせた選択的サービスが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

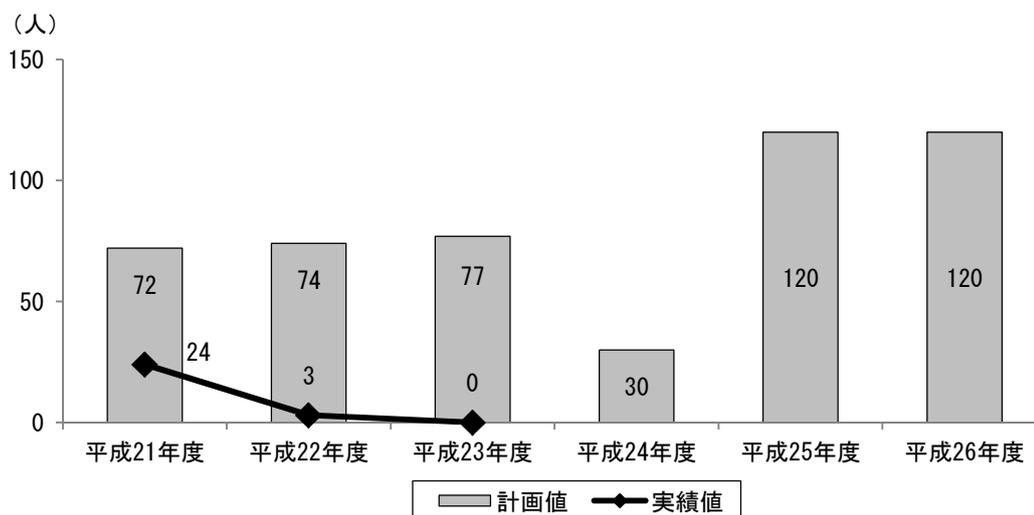
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況や本市及び近隣市町村の施設整備状況、本市における今後の施設整備計画等を踏まえ算定しております。

■ 認知症対応型通所介護の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 72 | 74 | 77 | 30 | 120 | 120 |
| 実績値 | 24 | 3 | (0) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



2 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護者について、デイサービス等の通所系サービスを中心にホームヘルプサービス等の訪問系サービス又はショートステイ等の宿泊系サービス等、多機能なサービスを提供する身近な小規模施設を必要に応じて利用できるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

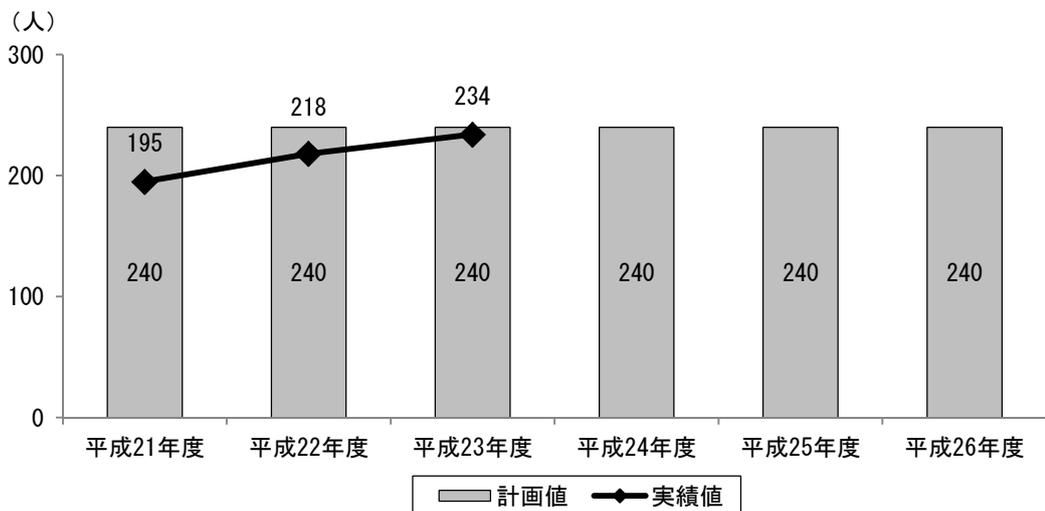
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況や本市及び近隣市町村の施設整備状況、本市における今後の施設整備計画等を踏まえ算定しております。

■小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |
| 実績値 | 195 | 218 | (234) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、要介護者のうち認知症の方が、身近な施設（グループホーム）において少人数で共同生活を送りながら、家庭的な環境のもとで日常生活の支援やリハビリテーションが受けられるサービスです。

第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

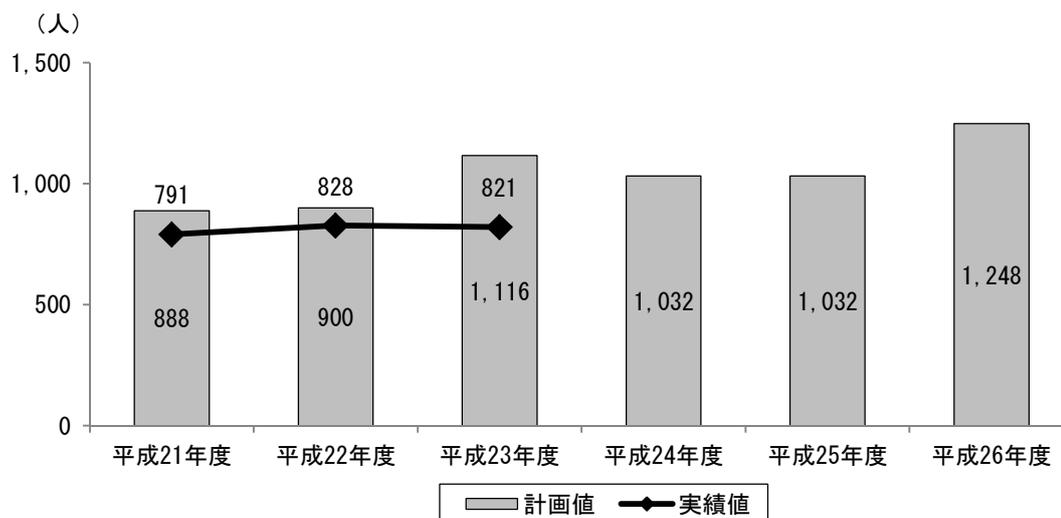
第5期計画見込みについては、要介護者の利用状況や本市及び近隣市町村の施設整備状況、本市における今後の施設整備計画等を踏まえ算定しております。

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の実績と見込み

(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 888 | 900 | 1,116 | 1,032 | 1,032 | 1,248 |
| 実績値 | 791 | 828 | (821) | — | — | — |

※平成23年度の（）内数値は見込み



4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所定員が29名以下の小規模特別養護老人ホームのことです。

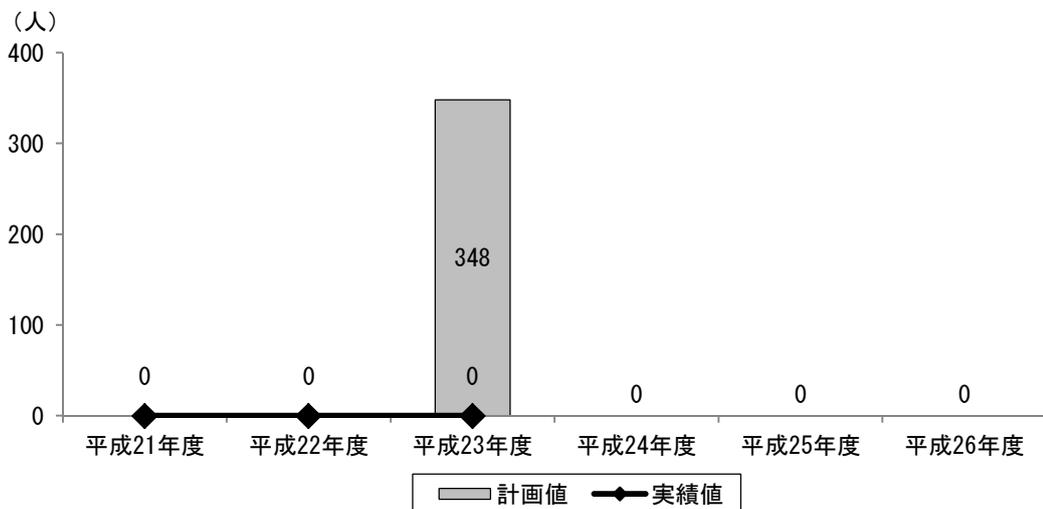
第4期計画実績と第5期計画見込みについては、下表のとおりです。

第4期計画において、新設を見込んでおりましたが、社会情勢や施設入所希望者の現況より、広域型の施設整備を目指すこととしました。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）の実績と見込み
(延べ人数/年)

| 区 分 | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 計画値 | 0 | 0 | 348 | 0 | 0 | 0 |
| 実績値 | 0 | 0 | (0) | — | — | — |

※平成23年度の()内数値は見込み



第7節 施設整備の促進

1 今後の施設整備

本市では、施設の入所待機者の解消を図るとともに、今後、予想される要介護認定者等の増加に備え、本計画期間中に、次の施設整備を計画します。

(1) 施設・居住系サービス等の整備状況及び計画

(単位：か所、人)

| 施設名称 | 現 況 | | 第5期計画期間中の予定 | | | | | |
|--------------------------------|-----|-----|-------------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | |
| | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 定員数 |
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 4 | 320 | 0 | 40* | 1 | 100 | - | - |
| 介護老人保健施設 | 2 | 105 | 整備予定なし | | | | | |
| 特定施設入居者生活介護施設 (介護付有料老人ホーム等) | 2 | 113 | 整備予定なし | | | | | |

※第4期計画において決定し、平成24年度に開所予定(増築)

(2) 地域密着型サービスの整備状況及び計画

(単位：か所、人)

| 施設名称 | 現 況 | | 第5期計画期間中の予定 | | | | | |
|---------------------------|-----|-----|-------------|------|----------|-----|----------|-----|
| | | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | |
| | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 定員数 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 1 | 25 | 整備予定なし | | | | | |
| 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | 5 | 63 | 1※1 | 18※1 | 1 | 18 | - | - |
| 整備予定地域 | | | 印西北部地域 | | 印旛地域 | | | |
| 認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス) | | | 1※2 | 3※2 | 1 | 10 | | |
| 整備予定地域 | | | 全域 | | | | | |

※1：第4期計画において決定し、平成24年度に開所予定(新設)

※2：施設区分は「共用型」

第8節 高齢者在宅福祉サービスの提供

1 緊急通報装置設置等サービス

65歳以上のひとり高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、緊急事態に備えた緊急通報装置を貸与し、受信センターが24時間体制で相談や緊急事態発生等の通報を受信し対応するサービスを提供します。

2 紙おむつ給付サービス

要介護認定で「要介護2」、「要介護3」、「要介護4」、「要介護5」のいずれかに認定され、常におむつを使用する必要がある高齢者に紙おむつを給付するサービスを実施します。

紙おむつの種類等については、利用者ニーズを踏まえながら、適正化を図ります。

3 配食サービス

身体的、環境的な理由から調理が困難なため、在宅での生活に支障のある概ね65歳以上の高齢者を対象とし、安否確認を兼ねて夕食を自宅に届けるサービスを実施します。

今後も利用者ニーズに合ったサービス展開を図ることを目的に、アンケート調査等を実施していきます。

4 福祉カー貸付

高齢者やその家族の方に、車いす・ストレッチャー対応のリフト付きワゴン車を貸し出しするサービスを提供します。

今後は、福祉タクシーや民間サービスの状況等を踏まえながら、サービスの継続を検討していきます。

5 外出支援サービス

医療機関への通院、公共施設の利用等のために、介助なしで公共交通機関（電車・バス・タクシー）を利用することが困難な65歳以上の要介護認定者等に対し、送迎サービスを提供します。

6 福祉タクシー

要介護認定で「要介護3」、「要介護4」、「要介護5」のいずれかに認定された人を対象に、福祉タクシー利用券を交付し、乗車料金の一部を助成します。

今後も利用者ニーズの把握に努め、必要に応じてサービス内容の見直しを行います。

7 ホームヘルパー（生活管理指導員）派遣事業

介護保険の対象とならない高齢者を対象とするサービスで、身体的、精神的理由により日常生活を送るうえで何らかの支援が必要な方に対し、ホームヘルパー（生活管理指導員）を派遣し、家事等の援助を行います。

また、自立支援を目的に介護予防ケアプランを作成し、概ね半年ごとに支援の必要性を見直します。

8 短期入所（生活管理指導短期宿泊）事業

介護保険の対象とならない高齢者が、介護者の病気等で介護を受けることが一時的に困難になったときや体調調整等が必要なときに、特別養護老人ホーム等に宿泊していただき、支援をするサービスを提供します。

9 日常生活用具給付等サービス

在宅において日常生活を営むのに支障のある概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、日常生活の便宜を図るため、電磁調理器、自動消火器の給付や老人用電話を貸与するサービスを提供します。

10 高齢者等居室等増改築・改造資金利子補給金

高齢者等が家族と同居するために、居室等の増改築・改造資金を千葉県社会福祉協議会から借り入れた場合に、その利子分を補給します。

11 低所得利用者負担軽減対策事業

要支援又は要介護認定者のうち低所得で特に生計が困難である人が、特定の介護サービス（事業に参加している社会福祉法人等が実施している介護サービス）を利用する際に、経済的な負担を軽減するため、利用料金が減額されます。

第9節 施設サービスの提供（介護保険対象外）

1 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者を対象とする入所施設です。

今後も、利用希望者の心身や生活の状況に応じ、市外施設への入所措置を行っていきます。

2 軽費老人ホーム

（1）軽費老人ホームA型

軽費老人ホームA型は、家庭環境、住宅事情等の理由により、在宅での生活が困難な60歳以上の方を対象に、低額な料金で給食、その他日常生活に必要な便宜を図る施設です。

現在、市内に1か所の設置があります。

（2）ケアハウス

ケアハウスは、60歳以上で、身体的には比較的自立しているものの、自炊できない程度の機能低下があり、高齢や健康面から独立した生活をするには不安があるという方で、利用料の負担能力がある方が入居できる施設です。

現在、市内に1か所の設置があります。

3 生活支援ハウス

60歳以上の方であって、高齢のため独立して生活することに不安があり、見守りを必要とする方が入居できる施設です。

現在、市内に1か所の設置があり、印西市、成田市及び栄町が施設の事業運営主体となっています。

第3章 支え合うまちづくりの推進

第1節 生きがいつくりと社会参加の推進

1 学習機会の提供

高齢者の生涯学習に対する興味・関心を促し、主体的に学習できる機会を得ることができるよう、高齢者向けの各種講座等の充実を図ります。特に、公民館は各地区の生涯学習の拠点として、地域の高等教育機関等と連携を図る等しながら、生きがいつくり、健康づくり、異世代及び国際交流、趣味や教養の分野等、高齢者の学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。

地域の高齢者の各種活動の場でもある老人福祉センターにおいても、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるよう、講座・催し等を随時開催してまいります。

また、各地区に講師が出向く出前講座についても、多様なニーズに対応できるよう内容の充実に努めます。

生涯学習の情報拠点としての役割も担う図書館では、来館が困難な高齢者や障がい者への図書館資料の宅配や、対面での朗読を実施するとともに、利用者サービスの更なる充実を図ります。

2 生涯スポーツの充実

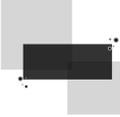
高齢者の健康維持には、適度な運動（スポーツ）も必要なことから、楽しみながらできる軽スポーツ、ニュースポーツ等の普及を促進し、自分の体力に合ったさまざまな運動に参加できるよう、各種サークルや指導者及び団体の育成・支援等に努めるとともに、出前等の講座・教室の充実を図ります。

3 就労機会の提供

高齢者が希望する就労機会の提供を効率的に行うことで、高齢者の生きがいの充実、社会参加が促進され、地域福祉の増進を図ることができます。

市では、定年退職者等の高齢者に、臨時的、短期的な就業又はその他の軽易な就業の機会を提供する印西市シルバー人材センターに対し、引き続き必要な支援をしてまいります。

また、高齢者就労支援センターにおいて、高齢者が生きがいのある自立した生活を送るため、就業に必要な各種技能講習等を開催し、高齢者の就労機会の拡大、提供を図ってまいります。



4 高齢者クラブへの支援

高齢者クラブは、自らの老後を健全で豊かなものにするために、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、地域との関わりを深めるとともに、高齢者の交流活動の場として大きな役割を担っています。

市では、高齢者クラブが行う「健康増進事業」、「社会奉仕事業」、「文化教養事業」等、高齢者自らが生きがいを創出する活動に対し、積極的に支援をしていきます。

5 交流活動の充実

高齢者の社会的孤立や閉じこもりを防ぎ、高齢者が社会の一員として生きがいを持ち、積極的に社会参加できるよう、各種交流活動の充実に努めます。

活動の場としては、老人福祉センター、老人憩いの家のほか、草深ふれあい市民センターや公民館、児童館等も含め、高齢者だけでなく、家族や子ども等、世代間の交流促進も図っていきます。

第2節 人にやさしいまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

高齢者だけでなく、すべての市民が安心して暮らしていくことができるよう、ユニバーサルデザイン（年齢や性別、体型、障がいの有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること）による施設や環境の整備に配慮したまちづくりを推進していきます。

2 防災安全対策等の充実

災害や緊急事態等が発生した場合、印西市災害時等要援護者避難支援計画により、高齢者等要援護者の安全が確保できるよう、行政、自治会、自主防災組織、消防、民生委員、社会福祉協議会等が共に協力しながら、地域ぐるみの安全対策が展開できるよう努めていきます。

（1）災害時等要援護者避難支援登録

高齢者や障がい者等要援護者の中で災害時の避難支援を希望し、支援者に個人情報を開示することに同意する人には、印西市災害時等要援護者避難支援登録をしてもらい、その情報を関係機関で共有していきます。

（2）SOSネットワーク

高齢化社会の到来、社会環境の変化等により、認知症高齢者の徘徊の増加が予想されるため、警察署等の関係機関との連携を強化し、徘徊に関するFAXを使用した情報網（SOSネットワーク）により、各協力事業所に対し発見依頼や情報提供の協力を求めます。

また、必要に応じて防災行政無線を活用し、市民へも情報提供を呼びかけます。

（3）高齢者虐待防止ネットワーク

市及び警察署等の関係機関によるネットワークを構成し、各機関が連携することで、地域における高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止に努めます。

（4）緊急情報等の提供に関する支援協定等

ひとり暮らし高齢者等の緊急を要する異変等を迅速に発見し、孤立死の防止等につなげていくため、新聞販売店等の情報提供者、行政、民生委員等が連携して迅速な対応が取れるシステムづくりを検討し、ひとり暮らし高齢者等を地域ぐるみで見守る環境づくりの充実に努めます。



3 ボランティア活動の推進

市社会福祉協議会のボランティアセンターをはじめ、各ボランティアグループ等、福祉に関するボランティア活動に誰もが気軽に参加できるよう支援していきます。

また、高齢者が社会参加・地域貢献を行うきっかけをつくるために、介護支援ボランティア制度を活用していきます。

第3編

- I 事業費の見込み
- II 介護保険料の算定
- III 計画の点検・評価方法

I 事業費の見込み

1 介護保険事業費の見込み

介護保険事業費の見込みについては、本計画における介護予防サービス及び介護サービス事業量の見込みにより算定しており、見込み額は以下のとおりです。

(1) 介護予防サービス

(単位：千円)

| サービス種類 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 介護予防サービス | 146,308 | 165,163 | 182,487 |
| 介護予防訪問介護 | 23,735 | 26,139 | 28,543 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 46 | 46 | 46 |
| 介護予防訪問看護 | 1,597 | 1,792 | 1,987 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 791 | 808 | 826 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 2,101 | 2,459 | 2,918 |
| 介護予防通所介護 | 77,319 | 86,392 | 95,465 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 17,358 | 19,491 | 21,624 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 4,686 | 5,214 | 5,743 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 19 | 23 | 28 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 11,246 | 14,518 | 16,155 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 6,120 | 6,711 | 7,303 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 1,290 | 1,570 | 1,849 |
| 地域密着型介護予防サービス | 3,894 | 4,376 | 4,858 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 3,894 | 4,376 | 4,858 |
| 住宅改修 | 6,221 | 7,266 | 7,107 |
| 介護予防支援 | 16,856 | 17,378 | 17,794 |
| 介護予防サービスの総給付費（I） | 173,279 | 194,183 | 212,246 |

(2) 介護サービス

(単位：千円)

| サービス種類 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 居宅サービス | 1,366,929 | 1,420,004 | 1,468,558 |
| 訪問介護 | 124,109 | 126,241 | 127,845 |
| 訪問入浴介護 | 24,511 | 25,297 | 26,270 |
| 訪問看護 | 18,938 | 19,546 | 20,537 |
| 訪問リハビリテーション | 7,372 | 8,888 | 8,921 |
| 居宅療養管理指導 | 17,563 | 19,412 | 21,187 |
| 通所介護 | 537,520 | 547,996 | 557,490 |
| 通所リハビリテーション | 108,307 | 113,490 | 118,562 |
| 短期入所生活介護 | 269,147 | 284,344 | 299,056 |
| 短期入所療養介護 | 36,113 | 39,426 | 39,823 |
| 特定施設入居者生活介護 | 140,603 | 147,393 | 156,366 |
| 福祉用具貸与 | 77,415 | 82,433 | 86,756 |
| 特定福祉用具販売 | 5,331 | 5,538 | 5,745 |
| 地域密着型サービス | 319,981 | 331,209 | 387,233 |
| 認知症対応型通所介護 | 3,629 | 14,857 | 14,857 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 48,947 | 48,947 | 49,206 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 267,405 | 267,405 | 323,170 |
| 住宅改修 | 3,277 | 3,654 | 4,103 |
| 居宅介護支援 | 122,064 | 123,559 | 125,254 |
| 介護施設サービス | 1,329,914 | 1,329,914 | 1,499,632 |
| 介護老人福祉施設 | 873,826 | 873,826 | 1,043,544 |
| 介護老人保健施設 | 452,918 | 452,918 | 452,918 |
| 介護療養型医療施設 | 3,170 | 3,170 | 3,170 |
| 介護サービスの総給付費(Ⅱ) | 3,142,165 | 3,208,340 | 3,484,780 |

(単位：千円)

| 全体見込み | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 総給付委((Ⅰ)+(Ⅱ)) ① | 3,315,444 | 3,402,523 | 3,697,026 |
| 特定入所者介護サービス費等 ② | 166,731 | 176,661 | 187,184 |
| 高額介護サービス費等 ③ | 54,183 | 57,039 | 60,046 |
| 高額医療合算介護サービス費等 ④ | 14,906 | 14,906 | 14,906 |
| 算定対象審査支払手数料 ⑤ | 3,019 | 3,237 | 3,470 |
| 標準給付費見込み額(①+②+③+④+⑤) | 3,554,283 | 3,654,366 | 3,962,632 |

2 地域支援事業費の見込み

地域支援事業では、以下の介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業を実施します。

(1) 介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 介護予防普及啓発事業
- ② 地域介護予防活動支援事業
- ③ 二次予防事業対象者把握事業
- ④ 通所型介護予防事業
- ⑤ 一次予防事業評価事業
- ⑥ 二次予防事業評価事業
- ⑦ 日常生活支援総合事業

(2) 包括的支援事業・任意事業

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤ 任意事業

地域支援事業費の見込みについては、介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業量の見込みにより算定しており、見込み額は以下のとおりです。

(単位：千円)

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 地域支援事業費見込み額 | 106,622 | 109,625 | 118,873 |

II 介護保険料の算定

1 基準額（月額）の算定について

介護保険の第1号被保険者に賦課する介護保険料については、まず、基準となる保険料額（基準額）の月額を以下の計算式により算定します。

$$\begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{基準額} \\ \text{（月額）} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{（標準給付費見込み額＋地域支援事業費見込み額）} \\ \text{のうち第1号被保険者の負担分} \\ \text{第1号被保険者数} \end{array}}{12 \text{ か月}}$$

2 算定に使用する数値について

介護保険料基準額（月額）の算定に使用する数値については、以下のとおりです。

（単位：千円）

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 標準給付費見込み額 | 3,554,283 | 3,654,366 | 3,962,632 | 11,171,281 |
| 地域支援事業費見込み額 | 106,622 | 109,625 | 118,873 | 335,120 |
| 合計 | 3,660,905 | 3,763,991 | 4,081,505 | 11,506,401 |

| | |
|----------------|-----|
| 第1号被保険者負担割合（%） | 21% |
|----------------|-----|

| | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者見込み（人） | 16,002人 | 16,918人 | 17,858人 | 50,778人 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|

3 負担割合について

(1) 介護保険事業費の負担割合

介護保険事業費の負担割合については、以下のとおりです。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）

| 3年分の支出予定額 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------------|-------------|
| 国 | 県 | 市 | 第1号被保険者の負担額 | 第2号被保険者の負担額 |
| 25% | 12.5% | 12.5% | 21% | 29% |

■保険給付費の負担割合（施設等給付費）

| 3年分の支出予定額 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------------|-------------|
| 国 | 県 | 市 | 第1号被保険者の負担額 | 第2号被保険者の負担額 |
| 20%* | 17.5% | 12.5% | 21% | 29% |

※ 国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

(2) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費の負担割合については、以下のとおりです。

■地域支援事業（介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合

| 3年分の支出予定額 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------------|-------------|
| 国 | 県 | 市 | 第1号被保険者の負担額 | 第2号被保険者の負担額 |
| 25% | 12.5% | 12.5% | 21% | 29% |

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合

| 3年分の支出予定額 | | | | |
|-----------|--------|--------|-------------|-------------|
| 国 | 県 | 市 | 第1号被保険者の負担額 | 第2号被保険者の負担額 |
| 39.5% | 19.75% | 19.75% | 21% | 0% |

4 保険料額について

以上の条件を踏まえて算定した介護保険料基準額(月額)は、4,200円となります。
本市では、第1号被保険者の負担を公平なものとするため、以下の段階を設定し、基準額(月額)に基づいた保険料額を定めます。

| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 年間保険料額 ()内は月額 |
|------------|--|--------------|----------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、又は住民税非課税世帯であり、かつ、老齢福祉年金受給者 | 基準額× 0.40 | 20,160円 (1,680円) |
| 第2段階 | 住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人 | 基準額× 0.50 | 25,200円 (2,100円) |
| 特例 第3段階 | 住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人 | 基準額× 0.65 | 32,760円 (2,730円) |
| 第3段階 | 住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額120万円を超える人 | 基準額× 0.75 | 37,800円 (3,150円) |
| 第4段階 | 住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人 | 基準額× 0.85 | 42,840円 (3,570円) |
| 第5段階 | 住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超える人 | 基準額 | 50,400円 (4,200円) |
| 第6段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額125万円以下の人 | 基準額× 1.15 | 57,960円 (4,830円) |
| 第7段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額125万円を超え190万円未満の人 | 基準額× 1.25 | 63,000円 (5,250円) |
| 第8段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額190万円以上400万円未満の人 | 基準額× 1.35 | 68,040円 (5,670円) |
| 第9段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額400万円以上600万円未満の人 | 基準額× 1.50 | 75,600円 (6,300円) |
| 第10段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額600万円以上800万円未満の人 | 基準額× 1.65 | 83,160円 (6,930円) |
| 第11段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額800万円以上1,000万円未満の人 | 基準額× 1.80 | 90,720円 (7,560円) |
| 第12段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額1,000万円以上の人 | 基準額× 2.00 | 100,800円 (8,400円) |



5 保険料の減免について

市では、第1号被保険者もしくは同一世帯内で生計を維持している人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合や、死亡、長期療養等によりその者の収入が著しく減少した場合、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により収入が著しく減少した場合、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作等その他これに類する理由により収入が著しく減少した場合等に、第1号被保険者の申請によって保険料を減額若しくは免除する制度を実施しています。

今後も、より充実した制度となるよう継続実施しながら、内容を検討していきます。

Ⅲ 計画の点検・評価方法

本計画は、本市における高齢者福祉施策及び介護保険事業の施策展開を円滑に行うための指針となるとともに、本市の高齢者施策の総合的な体系を示したものです。

そのため、本計画に掲げられた施策・事業が円滑に推進されるよう、介護保険等運営協議会や地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営協議会等の組織において、随時、推進状況を点検・評価し、介護保険事業の健全な運営や計画的な施策・事業の推進にかかる課題を整理・検討し、改善に努めていきます。



資料編

1 印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 10 年 8 月 17 日 告示第 82 号

| | | |
|----|----------------------------|--------------------------|
| 改正 | 平成 11 年 4 月 1 日告示第 50 号の 2 | 平成 14 年 2 月 12 日告示第 5 号 |
| | 平成 17 年 11 月 1 日告示第 169 号 | 平成 18 年 3 月 16 日告示第 30 号 |
| | 平成 19 年 2 月 16 日告示第 11 号 | 平成 20 年 3 月 31 日告示第 46 号 |

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づき、印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するため、印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、高齢者福祉計画を策定するために次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標に関する事。
- (2) 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事。
- (3) その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

2 策定委員会は、介護保険事業計画を策定するために次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策に関する事。
- (2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策に関する事。
- (3) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (4) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- (5) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護サービスに関する事業に従事する者及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日告示第 50 号の 2）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 12 日告示第 5 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 1 日告示第 169 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 16 日告示第 30 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 16 日告示第 11 号）
この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日告示第 46 号）
この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 第5期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------|---------|------|
| 学識経験者 | 藤 田 裕 介 | 委員長 |
| | 永 山 天 祥 | 副委員長 |
| | 吉 岡 恵美子 | 委 員 |
| | 石 川 みさほ | 委 員 |
| 被保険者の代表 | 丹 澤 慶 子 | 委 員 |
| | 堀 口 加寿枝 | 委 員 |
| | 折 田 くに子 | 委 員 |
| | 五十嵐 貞 子 | 委 員 |
| 介護サービス事業従事者 | 鈴 木 文 光 | 委 員 |
| | 石 井 信 子 | 委 員 |
| | 肥 田 順 子 | 委 員 |

3 第5期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会実績

| 開催年月日 | | 回数 | 審議内容 |
|-----------|--------|-----|--|
| 平成 23年 | 9月28日 | 第1回 | ○ 計画策定の概要について ○ 計画策定委員会のスケジュールについて ○ 第4期計画の実績について ○ ニーズ調査結果について |
| | 10月19日 | 第2回 | ○ 第5期計画（案）の総論部分の検討について |
| | 11月9日 | 第3回 | ○ 計画素案の検討について |
| | 11月30日 | 第4回 | ○ 計画素案の検討について |
| | 12月21日 | 第5回 | ○ 計画素案（閲覧用）の決定について |
| 平成 24年 | 1月25日 | 第6回 | ○ 第5期計画（案）の決定について |

**印西市高齢者福祉計画
介護保険事業計画
(平成 24 年度～平成 26 年度)**

発行
企画・編集

平成 24 年 3 月
印西市 健康福祉部 介護福祉課
〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2
(0476) 42-5111 (代表)
(0476) 40-3881

T E L
F A X

印西市マスコットキャラクター
「いんザイ君」

